





三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)正誤一覧表

編	章	節	項	ページ	誤	正	備考
目次				目次-92	<p>2-11-5 プレキャスト構築工 (参照:第1編 2-16-2プレキャスト構築工) 15-23</p> <p>2-11-6 特殊土壁工 (参照:第1編 2-16-3特殊土壁工) 15-24</p> <p>2-11-7 片組ブロック工 (参照:第1編 2-16-4片組ブロック工) 15-24</p> <p>第12節 山積木積工 2-12-1 一般事項 15-24 2-12-2 作業土(保層)・埋戻し (参照:第1編 2-3-3作業土(保層)・埋戻し) 15-24 2-12-3 山積木積・排水路工 15-24 2-12-4 山積木積工 15-24 2-12-5 山積木積工 15-25 2-12-6 集水渠工 (参照:第1編 2-3-33集水渠工) 15-25 2-12-7 堤防排水路工 15-25</p> <p>第13節 山積木積物置工 2-13-1 一般事項 15-25 2-13-2 施工設備 15-25</p> <p>第3章 地すべり防止工 第1節 適用 15-26 第2節 適用すべり係数 15-26 第3節 地下水排除工 3-3-1 一般事項 15-27 3-3-2 作業土(保層)・埋戻し (参照:第1編 2-3-3作業土(保層)・埋戻し) 15-27 3-3-3 集排水ポンプ工 15-27 3-3-4 集水渠工 15-27</p> <p>第4節 地下水遮断工 3-4-1 一般事項 15-28 3-4-2 作業土(保層)・埋戻し (参照:第1編 2-3-3作業土(保層)・埋戻し) 15-28 3-4-3 堤防打掃工 15-28 3-4-4 固結工 (参照:第1編 5章 無形・無形コンクリート) 15-28 (参照:第1編 3-4-4固結工) 15-28 3-4-5 矢板工 (参照:第1編 3-4-4矢板工) 15-28</p> <p>第5節 防止杭・アンカー工 3-5-1 一般事項 15-28 3-5-2 作業土(保層)・埋戻し (参照:第1編 2-3-3作業土(保層)・埋戻し) 15-28 3-5-3 既設杭工 15-28 3-5-4 掘削杭工 (参照:第1編 3-4-5掘削杭工) 15-29 3-5-5 シヤフト工(深礎工) (参照:第1編 3-4-6深礎工) 15-29 3-5-6 合成杭工 (参照:第1編 3-4-4既設杭工) 15-29 3-5-7 防止アンカー工 15-29 3-5-8 アンカー工(プレキャストコンクリート製等) 15-30 3-5-9 ロックボルト工 15-30</p> <p>第6節 付属物設置工 3-6-1 施工設備 15-31</p> <p>第5章 森林整備工 第1節 総則 15-31 5-1-1 適用範囲 15-31 5-1-2 用語の定義 15-31 5-1-3 主任技術者の資格 15-31 5-1-4 一般的事項 15-31</p> <p>第2節 事業種別別 5-2-1 森林 15-31 5-2-2 植樹 (参照:第1編 5-2-3 植樹) 15-31 5-2-3 下刈 15-31</p>	<p>2-11-5 プレキャスト構築工 (参照:第1編 2-16-2プレキャスト構築工) 15-23</p> <p>2-11-6 特殊土壁工 (参照:第1編 2-16-3特殊土壁工) 15-24</p> <p>2-11-7 片組ブロック工 (参照:第1編 2-16-4片組ブロック工) 15-24</p> <p>第12節 山積木積工 2-12-1 一般事項 15-24 2-12-2 作業土(保層)・埋戻し (参照:第1編 2-3-3作業土(保層)・埋戻し) 15-24 2-12-3 山積木積・排水路工 15-24 2-12-4 山積木積工 15-24 2-12-5 山積木積工 15-25 2-12-6 集水渠工 (参照:第1編 2-3-33集水渠工) 15-25 2-12-7 堤防排水路工 15-25</p> <p>第13節 山積木積物置工 2-13-1 一般事項 15-25 2-13-2 施工設備 15-25</p> <p>第3章 地すべり防止工 第1節 適用 15-26 第2節 適用すべり係数 15-26 第3節 地下水排除工 3-3-1 一般事項 15-27 3-3-2 作業土(保層)・埋戻し (参照:第1編 2-3-3作業土(保層)・埋戻し) 15-27 3-3-3 集排水ポンプ工 15-27 3-3-4 集水渠工 15-27</p> <p>第4節 地下水遮断工 3-4-1 一般事項 15-28 3-4-2 作業土(保層)・埋戻し (参照:第1編 2-3-3作業土(保層)・埋戻し) 15-28 3-4-3 堤防打掃工 15-28 3-4-4 固結工 (参照:第1編 5章 無形・無形コンクリート) 15-28 (参照:第1編 3-4-4固結工) 15-28 3-4-5 矢板工 (参照:第1編 3-4-4矢板工) 15-28</p> <p>第5節 防止杭・アンカー工 3-5-1 一般事項 15-28 3-5-2 作業土(保層)・埋戻し (参照:第1編 2-3-3作業土(保層)・埋戻し) 15-28 3-5-3 既設杭工 15-28 3-5-4 掘削杭工 (参照:第1編 3-4-5掘削杭工) 15-29 3-5-5 シヤフト工(深礎工) (参照:第1編 3-4-6深礎工) 15-29 3-5-6 合成杭工 (参照:第1編 3-4-4既設杭工) 15-29 3-5-7 防止アンカー工 15-29 3-5-8 アンカー工(プレキャストコンクリート製等) 15-30 3-5-9 ロックボルト工 15-30</p> <p>第6節 付属物設置工 3-6-1 施工設備 15-31</p> <p>第5章 森林整備工 第1節 総則 15-31 5-1-1 適用範囲 15-31 5-1-2 用語の定義 15-31 5-1-3 主任技術者の資格 15-31 5-1-4 一般的事項 15-31</p> <p>第2節 事業種別別 5-2-1 森林 15-31 5-2-2 植樹 (参照:第1編 5-2-3 植樹) 15-31 5-2-3 下刈 15-31</p>	<p>ページ数の記載の誤り 誤)14-〇〇 正)15-〇〇</p>
				目次-93	<p>5-2-4 植樹工 15-31 5-2-5 本苗調整(開伐・受光伐) 15-31 5-2-6 林内歩道 15-36</p> <p>第3節 施工管理 5-3-1 施工管理 15-36 5-3-2 進行報告 15-36</p> <p>第4節 樹木保護等 5-4-1 樹木保護 15-36 5-4-2 枯損率及び植替率 15-37 5-4-3 作業員の安全 15-37 5-4-4 事故報告 15-37</p> <p>第6章 保安林管理 第1節 保安林管理 15-38 6-1-1 一般的事項 (参照:第14編 林道編) 15-38</p> <p>第7章 伐採工 第1節 適用 15-39 7-1-1 一般的事項 15-39 第2節 工事用位置図 15-39 7-2-1 一般的事項 15-39 第3節 足場工 15-39 7-3-1 一般的事項 15-39 第4節 作業種目 15-39 7-4-1 一般的事項 15-39 第5節 ケーブルクレーン架設 15-40 7-5-1 (適用) 15-40 7-5-2 一般的事項 15-40 第6節 マニュアル 15-41 7-6-1 一般的事項 15-41</p> <p>第16編 自然公園編 第1章 総則 16-1 1-1-1 適用 16-1 1-1-2 現地設備等 16-1 第2節 適用すべり係数 16-1</p> <p>第17編 電気・機械設備編 第1章 総則 17-1 1-1-1 適用 17-1 1-1-2 現地設備等 17-1 第2章 電気・通信設備工 17-2 第1節 適用 17-2 2-1-1 適用 17-2 第3章 機械設備工 17-3 第1節 適用 17-3 3-1-1 適用 17-3</p>	<p>5-2-4 植樹工 15-31 5-2-5 本苗調整(開伐・受光伐) 15-31 5-2-6 林内歩道 15-36</p> <p>第3節 施工管理 5-3-1 施工管理 15-36 5-3-2 進行報告 15-36</p> <p>第4節 樹木保護等 5-4-1 樹木保護 15-36 5-4-2 枯損率及び植替率 15-37 5-4-3 作業員の安全 15-37 5-4-4 事故報告 15-37</p> <p>第6章 保安林管理 第1節 保安林管理 15-38 6-1-1 一般的事項 (参照:第14編 林道編) 15-38</p> <p>第7章 伐採工 第1節 適用 15-39 7-1-1 一般的事項 15-39 第2節 工事用位置図 15-39 7-2-1 一般的事項 15-39 第3節 足場工 15-39 7-3-1 一般的事項 15-39 第4節 作業種目 15-39 7-4-1 一般的事項 15-39 第5節 ケーブルクレーン架設 15-40 7-5-1 (適用) 15-40 7-5-2 一般的事項 15-40 第6節 マニュアル 15-41 7-6-1 一般的事項 15-41</p> <p>第16編 自然公園編 第1章 総則 16-1 1-1-1 適用 16-1 1-1-2 現地設備等 16-1 第2節 適用すべり係数 16-1</p> <p>第17編 電気・機械設備編 第1章 総則 17-1 1-1-1 適用 17-1 1-1-2 現地設備等 17-1 第2章 電気・通信設備工 17-2 第1節 適用 17-2 2-1-1 適用 17-2 第3章 機械設備工 17-3 第1節 適用 17-3 3-1-1 適用 17-3</p>	

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)正誤一覧表

編	章	節	項	ページ	誤	正	備考	
第1編 共通編	第1章 総則		1-1-2 用語の定義	1-1	1. 監督員 公共工事においては、本仕様書で規定されている監督員とは、契約書第9条第1項に基づき発注者が選任しその職及び氏名を 請負者 に通知した総括監督員、主任監督員及び専任監督員とともに、必要に応じて発注者が配置する補助監督員を総称していう。受注者には主として主任監督員及び専任監督員が対応する。	1. 監督員 公共工事においては、本仕様書で規定されている監督員とは、契約書第9条第1項に基づき発注者が選任しその職及び氏名を 受注者 に通知した総括監督員、主任監督員及び専任監督員とともに、必要に応じて発注者が配置する補助監督員を総称していう。受注者には主として主任監督員及び専任監督員が対応する。		
			1-1-8 監督員及び支援技術者	1-8	1. 監督員 当該工事における本仕様書で規定されている監督員とは、複数監督員制の場合は「総括監督員」、「主任監督員」、「専任監督員」及び「補助監督員」を総称する。また、単数監督員制の場合は「監督員」及び「補助監督員」を総称する。これらの監督員については、全ての監督員が配置される場合、一部の監督員が配置される場合、兼務して配置される場合がある。 請負者 には主として主任監督員及び専任監督員が対応する。	1. 監督員 当該工事における本仕様書で規定されている監督員とは、複数監督員制の場合は「総括監督員」、「主任監督員」、「専任監督員」及び「補助監督員」を総称する。また、単数監督員制の場合は「監督員」及び「補助監督員」を総称する。これらの監督員については、全ての監督員が配置される場合、一部の監督員が配置される場合、兼務して配置される場合がある。 受注者 には主として主任監督員及び専任監督員が対応する。		
				1-9	2. 監督員の業務分担 表「監督員の業務分担」>主任監督員 2. 別表の「監督員の業務」に示す「1. 契約の履行の確保(10)所長等への報告(ただし、7)部分払請求時の出来高の審査及び報告は除く。」	2. 監督員の業務分担 表「監督員の業務分担」>主任監督員 2. 別表の「監督員の業務」に示す「1. 契約の履行の確保(11)所長等への報告(ただし、7)部分払請求時の出来高の審査及び報告は除く。」		
			1-1-21 建設副産物	1-17	3. 法令遵守 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)(以下「建設リサイクル法」という。) 4. 特定建設資材の分別解体等 (1)受注者は、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化については、設計図書に積算条件を示しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と 請負者 の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。	3. 法令遵守 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)(以下「建設リサイクル法」という。) 4. 特定建設資材の分別解体等 (1)受注者は、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化については、設計図書に積算条件を示しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と 受注者 の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。		
			1-1-22 監督員による検査(確認を含む)及び立会等	1-20	表1-2 段階確認一覧表 	擁壁工 		
			1-1-33 工事中の安全確保	1-34	8. 標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名 および 受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。	8. 標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名 および両者の連絡先 を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。		
			1-1-45 提出書類	1-49	2. 工事書類の提出 (2)使用材料確認表(材料確認願)(設計図書で提出を定められているもの)	2. 工事書類の提出 (2)使用材料確認表、 材料確認調査 (設計図書で提出を定められているもの)		
			1-1-46 創意工夫	1-50	受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、事前に施工計画書に記述するとともに、工事完成時までに 所定 の様式により、監督員に提出する事ができる。	受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、事前に施工計画書に記述するとともに、工事完成時までに 任意 の様式により、監督員に提出する事ができる。		
			第2章 材料	第2節 工事材料の品質及び確認		5. 見本・品質証明資料(2) 注:アスファルト混合物事前審査制度により、 事前に(財)道路保全センター等の第三者機関が審査・認定することにより 、従来の工事毎・混合物毎に実施していた次に示す基準試験(配合設計含む)や試験練り等が省略できるものとする。	5. 見本・品質証明資料(2) 注:アスファルト混合物事前審査制度により 認定されたアスファルト混合物においては 、従来の工事毎・混合物毎に実施していた次に示す基準試験(配合設計を含む)や試験練り等が省略できるものとする。	
					第4節 石	2-4-10 その他の石材、砕石、砂	1-56	3. クラッシュラン クラッシュラン(C-40)及び再生クラッシュラン(RC-40)の品質規格は、第1編3-7-2アスファルト舗装の材料第12項の規定及び三重県建設副産物処理基準によらなければならない。
第7節 鋼材	2-7-5 鉄製品、鋼鋼品及び鍛鋼品	1-68			JDPA G 1028 (ダクタイト鋼鉄管継手(農業用水用))	(削除)	JDPA G 1028はJDPA G 1027と包括統合	
第3章 一般施工	第2節 適用すべき諸基準		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月) 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月) 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成18年11月)	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成14年11月) 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成16年5月) 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針(改訂版) (平成18年11月)				
		第3節 共通の工種	3-3-26 銘板工	1-116	1.一般事項 受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202(鋳物用銅合金地金)を使用し、寸法及び記載事項は、図3-4によらなければならない。ただし、記載する技術者の氏名等について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない なお、コンクリート構造物(場所打ち)のうち、銘板による表示対象施設は、次の重要コンクリート構造物とする。 ① 鉄筋コンクリート擁壁(H=5m以上) ② ボックスカルバート(内空断面積A=25㎡以上) ③ 橋梁(上・下部) ④ トンネル ⑤ ダム、砂防えん堤 ⑥ 堰・水門・樋門(高さ3m以上)	1.一般事項 受注者は、 銘板 、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202(鋳物用銅合金地金)を使用し、寸法及び記載事項は、図3-4によらなければならない。ただし、記載する技術者の氏名等について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない なお、コンクリート構造物(場所打ち)のうち、 銘板による表示対象施設は、次の重要コンクリート構造物とする。 ① 鉄筋コンクリート擁壁(H=5m以上) ② ボックスカルバート(内空断面積A=25㎡以上) ③ 橋梁(上・下部) ④ トンネル ⑤ ダム、砂防えん堤 ⑥ 堰・水門・樋門(高さ3m以上)		
		3-3-30 現場打カルバート工	1-119	3-6-30 現場打カルバート工	3-3-30 現場打カルバート工			
		3-3-35 袋詰玉石工	1-130	表3-14(1)袋型根固め袋材の要求性能及び確認方法 発注期間 	発注期間 			

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)正誤一覧表

編	章	節	項	ページ	誤	正	備考	
第1編 共通編	第3章 一般施工	第5節 石・ブロック積 (張)工	3-5-3 コンクリートブ ロック工	1-148	8.合端の施 工 受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張における合端の施工にあたり、設計図 書に関して監督員の承諾を得なければ、モルタル目地を塗ってはならない。	8.合端の施 工 受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張における合端の施工にあたり、設計図 書に関して監督員の承諾を得なければ、モルタル目地を塗ってはならない。 なお、三重県型 ブロックについては、目地仕上げをずらすものとする。		
			第6節 境界工	3-6-1 境界杭及び鉄	1-151	4.境界確認 受注者は境界の施工前及び施工後において、 近 接所有者の立会による境界確認を行うも のとし、その結果を監督員に報告しなければならない。	4.境界確認 受注者は境界の施工前及び施工後において、 隣 接所有者の立会による境界確認を行うも のとし、その結果を監督員に報告しなければならない。	
						5.問題が生 じた場合の 処置 受注者は、施工に際して 近 接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に連絡し、その 処置について協議しなければならない。	5.問題が生 じた場合の 処置 受注者は、施工に際して 隣 接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に連絡し、その 処置について協議しなければならない。	
		11.設置 受注者は、境界杭が約30cm地上に出るよう設置しなければならない。なお、市街部等で境 界杭を地上に出すことが危険である場合には、設計図書に関して監督員と協議するものと する。				11.設置 (1)受注者は、境界杭が約30cm地上に出るよう設置しなければならない。なお、市街部等 で境界杭を地上に出すことが危険である場合には、設計図書に関して監督員と協議するも のとする。 (2)受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を 用 地境界上に一致させ、文字「三重県」が内側(官地側)になるようにしなければならない。		
		第7節 一般舗装工	3-7-7 アスファルト舗 装工	1-164	1.下層路盤 の規定 (4)受注者は、タンバ・振動ローラ等による締固めの粒状路盤は路盤材の一層の仕上り厚 さを10cm以下となるようまき出さなければならない。	1.下層路盤 の規定 (4)受注者は、タンバ・ ハンドガイド式 振動ローラ等による締固めの粒状路盤は路盤材の一 層の仕上り厚さを10cm以下となるようまき出さなければならない。		
		第8節 地盤改良工	3-8-9 固結工	1-193	14.施工管理 等 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に 係る 施工管 理等について」(平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達)の規定による。	14.施工管理 等 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に 係る 施工管 理等について」(平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達)の規定による。		
		第11節 仮設工	3-11-14 電力設備工	1-205	2.非常時へ の対応 工事の安全確保に係わる設備については、 請負者 は停電時等の非常時への対応に配慮し た設備としなければならない。	2.非常時へ の対応 工事の安全確保に係わる設備については、 受注者 は停電時等の非常時への対応に配慮し た設備としなければならない。		
		第13節 工場製作工 (共通)	3-13-3 桁製作工	1-221	1.製作加工 (3)上記(1)、(2)の中間検査又は段階確認は、既済部分検査及び中間技術検査と兼ね ることができるものとする。	1.製作加工 (削除)		
			3-13-5 鋼製伸縮継手 製作工	1-223	3-13-5 鋼製伸縮継手 製作工	3-13-5 鋼製伸縮継手 製作工		
		第4章 土工	第4節 道路土工	4-4-4 路床盛土工	1-265	14.土の採取 受注者は、土の採取の搬入に先立ち、指定された採取場、建設発生土の受入れ地につい て地形を実測し、資料を 監督職員 に提出しなければならない。	14.土の採取 受注者は、土の採取の搬入に先立ち、指定された採取場、建設発生土の受入れ地につい て地形を実測し、資料を 監督員 に提出しなければならない。	

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)正誤一覧表

編	章	節	項	ページ	誤	正	備考	
第2編 河川・水路編	第1章 築堤・護岸	第7節 法覆護岸工	1-7-2 材料	2-4	① 材の材質は、4)の材質のシボ(標準菱形)付きとし、厚さ1mmとする。	① 止水材の材質は、4)の材質のシボ(標準菱形)付きとし、厚さ1mmとする。		
			1-7-7 石積(張)工	2-8	3. 練積みまたは練張り 受注者は、石積(張)工の練積みまたは練張りにおける伸縮目地、水抜き孔の施工にあたり、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監職員と協議するものとする。	3. 練積みまたは練張り 受注者は、石積(張)工の練積みまたは練張りにおける伸縮目地、水抜き孔の施工にあたり、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。		
第4章 水門	第9節 鋼管理橋上部工	第9節 鋼管理橋上部工	4-9-11 現場継手工	2-31	現場継手工の施工については、第1編 3-3-25 現場継手工の規定による。	現場継手工の施工については、第1編 3-3-24 現場継手工の規定による。		
			第10節 橋梁現場塗装工	4-10-2 現場塗装工	2-31	現場塗装工の施工については、第1編 3-3-34 現場塗装工の規定による。	現場塗装工の施工については、第1編 3-3-33 現場塗装工の規定による。	
			第12節 橋梁付属物工 (鋼管理橋)	4-12-2 伸縮装置工	2-31	伸縮装置工の施工については、第1編 3-3-26 伸縮装置工の規定による。	伸縮装置工の施工については、第1編 3-3-25 伸縮装置工の規定による。	
				4-12-8 銘板工	2-32	銘板工の施工については、第1編 3-3-27 銘板工の規定による。	銘板工の施工については、第1編 3-3-26 銘板工の規定による。	
			第14節 コンクリート管 理橋上部工(P C橋)	4-14-2 プレテンション 桁製作工(購 入工)	2-33	プレテンション桁製作工(購入工)の施工については、第1編 3-3-14 プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。	プレテンション桁製作工(購入工)の施工については、第1編 3-3-13 プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。	
				4-14-3 ポストテンシ ョン桁製作工	2-33	ポストテンション桁製作工の施工については、第1編 3-3-15 ポストテンション桁製作工の規定による。	ポストテンション桁製作工の施工については、第1編 3-3-14 ポストテンション桁製作工の規定による。	
				4-14-4 プレキャストセ グメント製作工 (購入工)	2-33	プレキャストブロック購入については、第1編 3-3-14 プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。	プレキャストブロック購入については、第1編 3-3-13 プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。	
				4-14-5 プレキャストセ グメント主桁組 立工	2-33	プレキャストセグメント主桁組立工については、第1編 3-3-16 プレキャストセグメント主桁組立工の規定による。	プレキャストセグメント主桁組立工については、第1編 3-3-15 プレキャストセグメント主桁組立工の規定による。	
				4-14-9 床版・横組工	2-33	横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第1編 3-3-15 ポストテンション桁製作工の規定による。	横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第1編 3-3-14 ポストテンション桁製作工の規定による。	
				第15節 コンクリート管 理橋上部工(P Cホロースラ ブ橋)	4-15-2 架設支保工 (固定)	2-34	支保工及び支保工基礎の施工については、第1編5章 第4節 型枠・支保の規定による。	支保工及び支保工基礎の施工については、第1編5章 第8節 型枠・支保の規定による。
			4-15-5 PCホロースラ ブ製作工		2-34	PCホロースラブ製作工については、第1編 3-3-17 PCホロースラブ製作工の規定による。	PCホロースラブ製作工については、第1編 3-3-16 PCホロースラブ製作工の規定による。	
			第16節 橋梁付属物工 (コンクリート管 理橋)	4-16-2 伸縮装置工	2-34	伸縮装置工の施工については、第1編 3-3-26 伸縮装置工の規定による。	伸縮装置工の施工については、第1編 3-3-25 伸縮装置工の規定による。	
				4-16-8 銘板工	2-35	銘板工の施工については、第1編 3-3-27 銘板工の規定による。	銘板工の施工については、第1編 3-3-26 銘板工の規定による。	
			第5章 堰	第10節 鋼管理橋上部 工	5-10-11 現場継手工	2-43	現場継手工の施工については、第1編 3-3-25 現場継手工の規定による。	現場継手工の施工については、第1編 3-3-24 現場継手工の規定による。
第11節 橋梁現場塗装 工	5-11-2 現場塗装工	2-43			現場塗装工の施工については、第1編 3-3-34 現場塗装工の規定による。	現場塗装工の施工については、第1編 3-3-33 現場塗装工の規定による。		
第13節 橋梁付属物工 (鋼管理橋)	5-13-2 伸縮装置工	2-44			伸縮装置工の施工については、第1編 3-3-26 伸縮装置工の規定による。	伸縮装置工の施工については、第1編 3-3-25 伸縮装置工の規定による。		
	5-13-8 銘板工	2-44		銘板工の施工については、第1編 3-3-27 銘板工の規定による。	銘板工の施工については、第1編 3-3-26 銘板工の規定による。			
第15節 コンクリート管 理橋上部工	5-15-2 プレテンション 桁購入工	2-45		プレテンション桁製作工(購入工)の施工については、第1編 3-3-14 プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。	プレテンション桁製作工(購入工)の施工については、第1編 3-3-13 プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。			
	5-15-3 ポストテンシ ョン桁(T)製作	2-45		ポストテンション桁製作工の施工については、第1編 3-3-15 ポストテンション桁製作工の規定による。	ポストテンション桁製作工の施工については、第1編 3-3-14 ポストテンション桁製作工の規定による。			
	5-15-4 プレキャストセ グメント製作工 (購入工)	2-45		プレキャストブロック購入については、第1編 3-3-14 プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。	プレキャストブロック購入については、第1編 3-3-13 プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。			
	5-15-5 プレキャストセ グメント主桁組 立工	2-45		プレキャストセグメント主桁組立工については、第1編 3-3-16 プレキャストセグメント主桁組立工の規定による。	プレキャストセグメント主桁組立工については、第1編 3-3-15 プレキャストセグメント主桁組立工の規定による。			
	5-15-9 床版・横組工	2-46		横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第1編 3-3-15 ポストテンション桁製作工の規定による。	横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第1編 3-3-14 ポストテンション桁製作工の規定による。			

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)正誤一覧表

編	章	節	項	ページ	誤	正	備考		
第2編 河川・水路編	第5章 堰	第16節 コンクリート管 理橋上部工(P Cホロースラ ブ橋)	5-16-2 架設支保工 (固定)	2-46		支保工及び支保工基礎の施工については、第1編5章第4節型枠・支保の規定による。	支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第5章第8節型枠・支保の規定による。		
			5-16-5 PCホロースラ ブ製作工	2-47		PCホロースラブ製作工については、第1編 3-3-17 PCホロースラブ製作工の規定による。	PCホロースラブ製作工については、第1編 3-3-16 PCホロースラブ製作工の規定による。		
		第17節 コンクリート管 理橋上部工(P C箱桁橋)	5-17-2 架設支保工 (固定)	2-47		支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第5章第4節型枠・支保の規定による。	支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第5章第8節型枠・支保の規定による。		
			5-17-4 PC箱桁製作工	2-47		PC箱桁製作工については、第1編 3-3-18 PC箱桁製作工の規定による。	PC箱桁製作工については、第1編 3-3-17 PC箱桁製作工の規定による。		
		第18節 橋梁付属物工 (コンクリート管 理橋)	5-18-2 伸縮装置工	2-48		伸縮装置工の施工については、第1編 3-3-26 伸縮装置工 の規定による。	伸縮装置工の施工については、第1編 3-3-25 伸縮装置工 の規定による。		
			5-18-8 銘板工	2-48		銘板工の施工については、第1編 3-3-27 銘板工の規定による。	銘板工の施工については、第1編 3-3-26 銘板工の規定による。		
	第20節 付属物設置工	5-20-7 階段工	2-49		階段工の施工については、第1編 3-3-24 階段工の規定による。	階段工の施工については、第1編 3-3-23 階段工の規定による。			
	第8章 河川維持	第10節 光ケーブル配 管工	8-10-4 ハンドホール工	2-67		ハンドホール工の施工については、第1編 3-3-23 ハンドホール工の規定による。	ハンドホール工の施工については、第1編 3-3-22 ハンドホール工の規定による。		
	第9章 河川修繕	第5節 側帯工	9-5-2 縁切工	2-70	2.適用規定 (1)	縁切工のうち、じゃかごの施工については、第1編 3-3-29 羽口工の規定による。	2.適用規定 (1)	縁切工のうち、じゃかごの施工については、第1編 3-3-28 羽口工の規定による。	
				2-71	1.適用規定 (1) 2.適用規定 (2)	排水構造物工のうち、プレキャストU型側溝、側溝蓋、管渠の施工については、第1編 3-3-32 側溝工の規定による。 排水構造物工のうち、集水樹工、人孔、蓋の施工については、第1編 3-3-33 集水樹工の 規定による。	1.適用規定 (1) 2.適用規定 (2)	排水構造物工のうち、プレキャストU型側溝、側溝蓋、管渠の施工については、第1編 3-3-31 側溝工の規定による。 排水構造物工のうち、集水樹工、人孔、蓋の施工については、第1編 3-3-32 集水樹工の 規定による。	
		第8節 現場塗装工	9-8-3 付属物塗装工	2-72	3.素地調整 程度1種の 施工	素地調整程度1種の施工については、第1編 3-3-34 現場塗装工の規定による。	3.素地調整 程度1種の 施工	素地調整程度1種の施工については、第1編 3-3-33 現場塗装工の規定による。	
				2-73	5.下塗りの 施工(2)	素地調整程度1種を行った場合の下塗りの施工については、第1編 3-3-34 現場塗装工の 規定による。	5.下塗りの 施工(2)	素地調整程度1種を行った場合の下塗りの施工については、第1編 3-3-33 現場塗装工の 規定による。	
				6.中塗り、上 塗りの施工	中塗り、上塗りの施工については、第1編 3-3-34 現場塗装工の規定による。	6.中塗り、上 塗りの施工	中塗り、上塗りの施工については、第1編 3-3-33 現場塗装工の規定による。		
				7.施工管理 の記録	施工管理の記録については、第1編 3-3-34 現場塗装工の規定による。	7.施工管理 の記録	施工管理の記録については、第1編 3-3-33 現場塗装工の規定による。		
第3編 海岸編	第1章 堤防・護岸	第5節 護岸基礎工	1-5-4 捨石工	3-3		捨石工の施工については、第1編 3-3-21 捨石工の規定による。	捨石工の施工については、第1編 3-3-20 捨石工の規定による。		
			1-5-7 笠コンクリート 工	3-4		笠コンクリートの施工については、第1編 3-3-22 笠コンクリート工の規定による。	笠コンクリートの施工については、第1編 3-3-21 笠コンクリート工の規定による。		
		第11節 カルバート工	1-11-3 プレキャストカ ルバート工	3-9		プレキャストカルバート工の施工については、第1編 3-3-30 プレキャストカルバート工の規 定による。	プレキャストカルバート工の施工については、第1編 3-3-29 プレキャストカルバート工の規 定による。		
		第12節 排水構造物工	1-12-4 集水樹工	3-9		集水樹工の施工については、第1編 3-3-33 集水樹工の規定による。	集水樹工の施工については、第1編 3-3-32 集水樹工の規定による。		
		第13節 付属物設置工	1-13-6 階段工	3-11		階段工の施工については、第1編 3-3-24 階段工の規定による。	階段工の施工については、第1編 3-3-23 階段工の規定による。		
		第14節 付帯道路工	1-14-8 側溝工	3-12		側溝工の施工については、第1編 3-3-32 側溝工の規定による。	側溝工の施工については、第1編 3-3-31 側溝工の規定による。		
	1-14-9 集水樹工			3-12		集水樹工の施工については、第1編 3-3-33 集水樹工の規定による。	集水樹工の施工については、第1編 3-3-32 集水樹工の規定による。		
	2-5-7 詰杭工		3-16	1.コンクリ ート杭の 施工	コンクリート杭の施工については、第3編 2-4-4 既製杭工の規定による。	1.コンクリ ート杭の 施工	コンクリート杭の施工については、第1編 3-4-4 既製杭工の規定による。		
	第2章 突堤・人工岬	第6節 根固め工	2-6-2 捨石工	3-19		捨石工の施工については、第1編 3-3-21 捨石工の規定による。	捨石工の施工については、第1編 3-3-20 捨石工の規定による。		
			2-7-2 捨石工	3-19		捨石工の施工については、第1編 3-3-21 捨石工の規定による。	捨石工の施工については、第1編 3-3-20 捨石工の規定による。		

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)正誤一覧表

編	章	節	項	ページ	誤	正	備考		
第3編 海岸編	第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)	第3節 海域堤基礎工	3-3-3 捨石工	3-21		捨石工の施工については、第1編 3-3-21 捨石工の規定による。	捨石工の施工については、第1編 3-3-20 捨石工の規定による。		
		第4節 海域堤本体工	3-4-2 捨石工	3-21		捨石工の施工については、第1編 3-3-21 捨石工の規定による。	捨石工の施工については、第1編 3-3-20 捨石工の規定による。		
第4編 砂防・地滑り防止編	第1章 砂防えん堤	第8節 コンクリートえん堤工		4-3		第8節 コンクリートえん堤工	第8節 コンクリートえん堤工		
			1-8-1 一般事項	4-4	7.コンクリートの打込み	受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編 第5章 5-6-3 暑中コンクリート、5-6-4 寒中コンクリートの規定による。	7.コンクリートの打込み	受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編 第5章 第9節 暑中コンクリート、第10節 寒中コンクリートの規定による。	
			1-8-4 コンクリートえん堤本体工	4-6		1-8-4 コンクリートえん堤本体工	1-8-4 コンクリートえん堤本体工		
		第9節 鋼製えん堤工	1-9-10 現場塗装工	4-10		現場塗装工の施工については、第1編 3-3-34 現場塗装工の規定による。	現場塗装工の施工については、第1編 3-3-33 現場塗装工の規定による。		
		第10節 護床工・根固め工	1-10-4 根固めブロック工	4-11		根固めブロック工の施工については、第1編 3-3-18 根固めブロック工の規定による。	根固めブロック工の施工については、第1編 3-3-18 根固めブロック工の規定による。		
			1-10-6 沈床工	4-11		沈床工の施工については、第1編 3-3-19 沈床工の規定による。	沈床工の施工については、第1編 3-3-19 沈床工の規定による。		
		第11節 砂防えん堤付属物設置工	1-11-5 銘板工	4-11	1.一般事項	受注者は、銘板及び標示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付け場所を設計図書のとおりに行わなければならない。ただし、特に指定のない場合は第1編 3-3-27 銘板工の規定によるものとし、その他規定のないものについては監督員の指示によらなければならない。	1.一般事項	受注者は、銘板及び標示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付け場所を設計図書のとおりに行わなければならない。ただし、特に指定のない場合は第1編 3-3-26 銘板工の規定によるものとし、その他規定のないものについては監督員の指示によらなければならない。	
		第12節 付帯道路工	1-12-8 側溝工	4-13		側溝工の施工については、第1編 3-3-32 側溝工の規定による。	側溝工の施工については、第1編 3-3-31 側溝工の規定による。		
			1-12-9 集水樹工	4-13		集水樹工の施工については、第1編 3-3-33 集水樹工の規定による。	集水樹工の施工については、第1編 3-3-32 集水樹工の規定による。		
		第2章 流路工	第6節 根固め・水制工	2-6-4 根固めブロック工	4-16		根固めブロック工の施工については、第1編 3-3-18 根固めブロック工の規定による。	根固めブロック工の施工については、第1編 3-3-18 根固めブロック工の規定による。	
				2-6-6 捨石工	4-16		捨石工の施工については、第1編 3-3-21 捨石工の規定による。	捨石工の施工については、第1編 3-3-20 捨石工の規定による。	
			第7節 流路付属物設置工	2-7-2 階段工	4-16		階段工の施工については、第1編 3-3-24 階段工の規定による。	階段工の施工については、第1編 3-3-23 階段工の規定による。	
		2-7-5 銘板工		4-17	1.一般事項	受注者は、銘板及び標示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付け場所を設計図書のとおりに行わなければならない。ただし、特に指定のない場合は第1編 3-8-5 銘板工の規定によるものとし、その他規定のないものについては監督員の指示によらなければならない。	1.一般事項	受注者は、銘板及び標示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付け場所を設計図書のとおりに行わなければならない。ただし、特に指定のない場合は第1編 3-3-26 銘板工の規定によるものとし、その他規定のないものについては監督員の指示によらなければならない。	
		第3章 斜面对策	第6節 山腹水路工	3-6-7 集水樹工	4-24		集水樹工の施工については、第1編 3-3-33 集水樹工の規定による。	集水樹工の施工については、第1編 3-3-32 集水樹工の規定による。	
第10節 斜面对策付属物設置工	3-10-3 銘板工		4-27	1.一般事項	受注者は、銘板及び標示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付け場所を設計図書のとおりに行わなければならない。ただし、特に指定のない場合は第1編 3-8-5 銘板工の規定によるものとし、その他規定のないものについては監督員の指示によらなければならない。	1.一般事項	受注者は、銘板及び標示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付け場所を設計図書のとおりに行わなければならない。ただし、特に指定のない場合は第1編 3-3-26 銘板工の規定によるものとし、その他規定のないものについては監督員の指示によらなければならない。		
第6編 道路編	第1章 道路改良	第9節 カルバート工	1-9-6 現場打カルバート工	6-5		現場打カルバート工については、第1編 3-6-31 現場打カルバート工の規定による。	現場打カルバート工については、第1編 3-3-30 現場打カルバート工の規定による。		
			1-9-7 プレキャストカルバート工	6-5		プレキャストカルバート工については、第1編 3-6-30 プレキャストカルバート工の規定による。	プレキャストカルバート工については、第1編 3-3-29 プレキャストカルバート工の規定による。		
		第10節 排水構造物工(小型水路工)	1-10-4 管渠工	6-7	2.適用規定	管渠工の施工については、第1編 3-6-30 プレキャストカルバート工の規定による。	2.適用規定	管渠工の施工については、第1編 3-3-29 プレキャストカルバート工の規定による。	
	第11節 落石雪害防止工	1-11-2 材料	6-11	6.落石防護柵工	落石防護柵工の端末支柱・中間支柱の塗装については第1編 3-3-34 現場塗装工に準じ第1編第2章13節塗料の外外用Aによるものとし、工場下塗り、現場中塗り、上塗り各1回とする。	6.落石防護柵工	落石防護柵工の端末支柱・中間支柱の塗装については第1編 3-3-33 現場塗装工に準じ第1編第2章13節塗料の外外用Aによるものとし、工場下塗り、現場中塗り、上塗り各1回とする。		
		第13節 橋梁付属物工	2-13-2 伸縮装置工	6-34		伸縮装置工の施工については、第1編 3-3-26 伸縮装置工の規定による。	伸縮装置工の施工については、第1編 3-3-25 伸縮装置工の規定による。		
	第2章 舗装	第3章 橋梁下部	第8節 鋼製橋脚工	3-8-12 現場塗装工	6-41		現場塗装工の施工については、第1編 3-3-34 現場塗装工の規定による。	現場塗装工の施工については、第1編 3-3-33 現場塗装工の規定による。	
第10節 矢板護岸工			3-10-3 笠コンクリート工	6-42		笠コンクリートの施工については、第1編 3-3-22 笠コンクリート工の規定による。	笠コンクリートの施工については、第1編 3-3-21 笠コンクリート工の規定による。		

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)正誤一覧表

編	章	節	項	ページ	誤	正	備考	
第6編 道路編	第3章 橋梁下部	第11節 法覆護岸工	3-11-8 多自然型護岸工	6-44		多自然型護岸工の施工については、第1編 3-3-28 多自然型護岸工の規定による。	多自然型護岸工の施工については、第1編 3-3-27 多自然型護岸工の規定による。	
			3-11-12 羽口工	6-44		羽口工の施工については、第1編 3-3-29 羽口工の規定による。	羽口工の施工については、第1編 3-3-28 羽口工の規定による。	
	第4章 鋼橋上部	第5節 鋼橋架設工	4-5-11 現場継手工	6-48		現場継手工の施工については、第1編 3-3-25 現場継手工の規定による。	現場継手工の施工については、第1編 3-3-24 現場継手工の規定による。	
			第6節 橋梁現場塗装工	4-6-3 現場塗装工	6-49		現場塗装工の施工については、第1編 3-3-34 現場塗装工の規定による。	現場塗装工の施工については、第1編 3-3-33 現場塗装工の規定による。
		第8節 橋梁付属物工	4-8-2 伸縮装置工	6-49		伸縮装置工の施工については、第1編 3-3-26 伸縮装置工の規定による。	伸縮装置工の施工については、第1編 3-3-25 伸縮装置工の規定による。	
			4-8-9 銘板工	6-50		銘板工の施工は、第1編 3-3-26 銘板工の規定による。	銘板工の施工は、第1編 3-3-26 銘板工の規定による。	
		第9節 歩道橋本体工	4-9-6 歩道橋(側道橋)架設工	6-51	7.測道橋の架設			7.側道橋の架設
	4-9-7 現場塗装工(歩道橋)		6-51		現場塗装工の施工については、第1編 3-3-34 現場塗装工の規定による。	現場塗装工の施工については、第1編 3-3-33 現場塗装工の規定による。		
	第5章 コンクリート橋 上部	第5節 PC橋工	5-5-2 プレテンション桁製作工(購入工)	6-55		プレテンション桁製作工(購入工)の施工については、第1編 3-3-14 プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。	プレテンション桁製作工(購入工)の施工については、第1編 3-3-13 プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。	
			5-5-3 ポストテンション桁製作工	6-55		ポストテンション桁製作工の施工については、第1編 3-3-15 ポストテンション桁製作工の規定による。	ポストテンション桁製作工の施工については、第1編 3-3-14 ポストテンション桁製作工の規定による。	
			5-5-4 プレキャストセグメント製作工(購入工)	6-55		プレキャストブロック購入については、第1編 3-3-14 プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。	プレキャストブロック購入については、第1編 3-3-13 プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。	
			5-5-5 プレキャストセグメント主桁組立工	6-55		プレキャストセグメント主桁組立工については、第1編 3-3-16 プレキャストセグメント主桁組立工の規定による。	プレキャストセグメント主桁組立工については、第1編 3-3-15 プレキャストセグメント主桁組立工の規定による。	
			5-5-9 床版・横組工	6-55		横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第1編 3-3-15 ポストテンション桁製作工の規定による。	横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第1編 3-3-14 ポストテンション桁製作工の規定による。	
		第6節 プレビーム桁橋工	5-6-2 プレビーム桁製作工(現場)	6-57	5.横桁部材の連結に使用する高力ボルト		横桁部材の連結に使用する高力ボルトについては、第1編 3-3-25 現場継手工の規定による。	5.横桁部材の連結に使用する高力ボルト 横桁部材の連結に使用する高力ボルトについては、第1編 3-3-24 現場継手工の規定による。
5-6-6 床版・横組工			6-57		横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第1編 3-3-15 ポストテンション桁製作工の規定による。	横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第1編 3-3-14 ポストテンション桁製作工の規定による。		
5-6-8 床版・横桁工			6-58	1.横桁部材の連結の施工		受注者は、横桁部材の連結の施工については、高力ボルトを使用することとし、第1編 3-3-25 現場継手工の規定による。	1.横桁部材の連結の施工 受注者は、横桁部材の連結の施工については、高力ボルトを使用することとし、第1編 3-3-24 現場継手工の規定による。	
5-6-9 落橋防止装置工			6-58		落橋防止装置工の施工については、第1編 3-13-6 落橋防止装置工の規定による。	落橋防止装置工の施工については、第1編 3-13-6 落橋防止装置製作工の規定による。		
第7節 PCホロースラブ橋工		5-7-2 架設支保工(固定)	6-59		支保工及び支保工基礎の施工については、第1編 5章第4節型枠・支保の規定による。	支保工及び支保工基礎の施工については、第1編 5章第8節型枠・支保の規定による。		
		5-7-4 PCホロースラブ製作工	6-59		PCホロースラブ製作工については、第1編 3-3-17 PCホロースラブ製作工の規定による。	PCホロースラブ製作工については、第1編 3-3-16 PCホロースラブ製作工の規定による。		
		5-7-5 落橋防止装置工	6-59		落橋防止装置工の施工については、第1編 3-13-6 落橋防止装置工の規定による。	落橋防止装置工の施工については、第1編 3-13-6 落橋防止装置製作工の規定による。		
第8節 RCホロースラブ橋工		5-8-2 架設支保工(固定)	6-60		支保工及び支保工基礎の施工については、第1編 5章第4節型枠・支保の規定による。	支保工及び支保工基礎の施工については、第1編 5章第8節型枠・支保の規定による。		
		5-8-4 RC場所打ホロースラブ製作工	6-60		円筒型枠の施工については、第1編 3-3-17 PCホロースラブ製作工の規定による。	円筒型枠の施工については、第1編 3-3-16 PCホロースラブ製作工の規定による。		
	5-8-5 落橋防止装置工	6-60		落橋防止装置工の施工については、第1編 3-13-6 落橋防止装置工の規定による。	落橋防止装置工の施工については、第1編 3-13-6 落橋防止装置製作工の規定による。			
第9節 PC版桁橋工	5-9-2 PC版桁製作工	6-61		PC版桁製作工については、第1編 3-3-18 PC版桁製作工の規定による。	PC版桁製作工については、第1編 3-3-17 PC版桁製作工の規定による。			

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)正誤一覧表

編	章	節	項	ページ	誤	正	備考		
第6編 道路編	第5章 コンクリート橋 上部	第10節 PC箱桁橋工	5-10-2 架設支保工 (固定)	6-61		支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第5章第4節型枠・支保の規定による。	支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第5章第8節型枠・支保の規定による。		
			5-10-4 PC箱桁製作工	6-62		PC箱桁製作工については、第1編 3-3-18 PC箱桁製作工の規定による。	PC箱桁製作工については、第1編 3-3-17 PC箱桁製作工の規定による。		
			5-10-5 落橋防止装置 工	6-62		落橋防止装置工の施工については、第1編 3-13-6 落橋防止装置工の規定による。	落橋防止装置工の施工については、第1編 3-13-6 落橋防止装置製作工の規定による。		
	第11節 PC片持箱桁橋 工	5-11-2 PC片持箱桁製 作工	6-62	1.適用規定 (1)	コンクリート・PC鋼材・PC緊張の施工については、第1編 3-3-15 ポストテンション桁製作工の規定による。	1.適用規定 (1)	コンクリート・PC鋼材・PC緊張の施工については、第1編 3-3-14 ポストテンション桁製作工の規定による。		
			6-63	2.適用規定 (2)	PCケーブルのPC固定・PC継手の施工については、第1編 3-3-17 PCホロースラブ製作工の規定による。	2.適用規定 (2)	PCケーブルのPC固定・PC継手の施工については、第1編 3-3-16 PCホロースラブ製作工の規定による。		
			6-63	4.適用規定 (4)	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウト等がある場合の施工については、第1編 3-3-15 ポストテンション桁製作工の規定による。	4.適用規定 (4)	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウト等がある場合の施工については、第1編 3-3-14 ポストテンション桁製作工の規定による。		
	第11節 PC片持箱桁橋 工	5-11-4 架設工(片持 架設)	6-63	3.適用規定 (2)	支保工基礎の施工については、第1編第5章第4節型枠・支保の規定による。	3.適用規定 (2)	支保工基礎の施工については、第1編第5章第8節型枠・支保の規定による。		
	第12節 PC押出し箱桁 橋工	5-12-2 PC押出し箱桁 製作工	6-64	1.適用規定 (1)	コンクリート・PC鋼材・PC緊張の施工については、第1編 3-3-15 ポストテンション桁製作工の規定による。	1.適用規定 (1)	コンクリート・PC鋼材・PC緊張の施工については、第1編 3-3-14 ポストテンション桁製作工の規定による。		
			6-64	2.適用規定 (2)	PCケーブルのPC固定・PC継手の施工については、第1編 3-3-17 PCホロースラブ製作工の規定による。	2.適用規定 (2)	PCケーブルのPC固定・PC継手の施工については、第1編 3-3-16 PCホロースラブ製作工の規定による。		
			6-64	4.適用規定 (4)	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトがある場合施工については、第1編 3-3-15 ポストテンション桁製作工の規定による。	4.適用規定 (4)	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトがある場合施工については、第1編 3-3-14 ポストテンション桁製作工の規定による。		
	第13節 橋梁付属物工	5-13-2 伸縮装置工	6-65		伸縮装置工の施工については、第1編 3-3-26 伸縮装置工の規定による。		伸縮装置工の施工については、第1編 3-3-25 伸縮装置工の規定による。		
			5-13-8 銘板工	6-65		銘板工の施工については、第1編 3-3-27 銘板工の規定による。		銘板工の施工については、第1編 3-3-26 銘板工の規定による。	
	第6章 トンネル(NAT M)	第6節 インバート工	6-6-4 インバート本 体工	6-74	6.適用規定	インバート盛土の締固め度については、第1編 1-1-29 施工管理第9項の規定による。	6.適用規定	インバート盛土の締固め度については、第1編 1-1-28 施工管理4. 施工管理関係書類の規定による。	
	第8章 鋼製シェッド	第6節 鋼製シェッド上 部工	8-6-4 現場継手工	6-86		現場継手工の施工については、第1編 3-3-24 現場継手工の規定による。		現場継手工の施工については、第1編 3-3-24 現場継手工の規定による。	
			8-6-5 現場塗装工	6-86		現場塗装工の施工については、第1編 3-3-34 現場塗装工の規定による。		現場塗装工の施工については、第1編 3-3-33 現場塗装工の規定による。	
第11章 共同溝	第7節 プレキャスト構 築工	11-7-3 縦締工	6-96		縦締工の施工については、第1編 3-3-15 ポストテンション桁製作工の5項(3)～(6)及び(8)～(11)の規定による。		縦締工の施工については、第1編 3-3-14 ポストテンション桁製作工の5項(3)～(6)及び(8)～(11)の規定による。		
		11-7-4 横締工	6-96		現場で行う横締工の施工については、第1編 3-3-15 ポストテンション桁製作工の5項(3)～(6)及び(8)～(11)の規定による。		現場で行う横締工の施工については、第1編 3-3-14 ポストテンション桁製作工の5項(3)～(6)及び(8)～(11)の規定による。		
第12章 電線共同溝	第6節 付帯設備工	12-6-2 ハンドホール工	6-100		ハンドホール工の施工については、第1編 3-3-23 ハンドホール工の規定による。		ハンドホール工の施工については、第1編 3-3-22 ハンドホール工の規定による。		
第13章 情報ボックス工	第4節 付帯設備工	13-4-2 ハンドホール工	6-101		ハンドホール工の施工については、第1編 3-3-23 ハンドホール工の規定による。		ハンドホール工の施工については、第1編 3-3-22 ハンドホール工の規定による。		
第14章 道路維持	第12節 カルバート工	14-12-4 場所打函渠現場打カルバート工	6-111		場所打函渠現場打カルバート工については、第1編 3-6-31 現場打カルバート工の規定による。		場所打函渠現場打カルバート工については、第1編 3-3-30 現場打カルバート工の規定による。		
		14-12-5 プレキャストカ ルバート工	6-111		プレキャストカルバート工については、第1編 3-6-30 プレキャストカルバート工の規定による。		プレキャストカルバート工については、第1編 3-3-29 プレキャストカルバート工の規定による。		
第14節 橋梁床版工	14-14-3 床版補強工 (鋼板接着工 法)	6-114	12.注材等 の適用規定	注材等の規格については、第2編 2-15-1 エポキシ系樹脂接着剤の規格の規定によるものとする。	12.注材等 の適用規定	注材等の規格については、第1編 2-15-1 エポキシ系樹脂接着剤の規格の規定によるものとする。			
		14-14-4 床版補強工 (増桁架設工 法)	6-114	2.増桁架設 (1)	増桁架設については、第10編第4章第5節鋼橋架設工の規定による。	2.増桁架設 (1)	増桁架設については、第6編第4章第5節鋼橋架設工の規定による。		
		14-14-6 床版取替工	6-115	6.伸縮継手 据付け	伸縮継手据付けについては、第1編 3-3-26 伸縮装置工の規定による。	6.伸縮継手 据付け	伸縮継手据付けについては、第1編 3-3-25 伸縮装置工の規定による。		

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)正誤一覧表

編	章	節	項	ページ	誤	正	備考	
第6編 道路編	第14章 道路維持	第15節 橋梁付属物工	14-15-2 伸縮継手工	6-116	2.伸縮継手 据付け	伸縮継手据付けについては、第3編 2-3-24 伸縮装置工の規定による。	2.伸縮継手 据付け	伸縮継手据付けについては、第1編 3-3-25 伸縮装置工の規定による。
			14-17-3 橋梁塗装工	6-118	4.中塗り、上 塗りの施工	中塗り、上塗りの施工については、第1編 3-3-34 現場塗装工の規定による。	4.中塗り、上 塗りの施工	中塗り、上塗りの施工については、第1編 3-3-33 現場塗装工の規定による。
			6-118	5.施工管理 の記録	施工管理の記録については、第1編 3-3-34 現場塗装工の規定による。	5.施工管理 の記録	施工管理の記録については、第1編 3-3-33 現場塗装工の規定による。	
	第16章 道路修繕	第16節 カルバート工	16-16-4 場所打カル バート函渠工	6-140		場所打カルバート工については、第1編 3-6-31 現場打カルバート工の規定による。		場所打カルバート工については、第1編 3-3-30 現場打カルバート工の規定による。
			16-16-5 プレキャストカ ルバート工	6-140		プレキャストカルバート工については、第1編 3-6-30 プレキャストカルバート工の規定による。		プレキャストカルバート工については、第1編 3-3-29 プレキャストカルバート工の規定による。
		第20節 鋼桁工	16-20-3 鋼桁補強工	6-143	2.適用規定	現場溶接については、第1編 3-3-25 現場継手工の規定による。	2.適用規定	現場溶接については、第1編 3-3-24 現場継手工の規定による。
	第24節 橋脚巻立て工	16-24-4 RC橋脚鋼板 巻立て工	6-145	3.無収縮モ ルタルおよ びエポキシ 系樹脂	無収縮モルタルおよびエポキシ系樹脂は、表16-2、3、シーラおよびパテ用エポキシ樹脂については、第1編 2-15-1 エポキシ系樹脂接着剤の表2-42の試験項目と規格値に適合することを証明する試験成績表を提出するものとする。	3.無収縮モ ルタルおよ びエポキシ 系樹脂	受注者は、無収縮モルタルおよびエポキシ系樹脂については、表16-2、3、シーラおよびパテ用エポキシ樹脂については、第1編 2-15-1 エポキシ系樹脂接着剤の表2-41の試験項目と規格値に適合することを証明する試験成績表を提出するものとする。	
第8編 下水道	第1章 管路	第3節 管渠工(開削)	1-3-6 水路築造工	8-6		1. 受注者は、既製く形渠の施工について、第1編 3-3-30 プレキャストカルバート工の規定によらなければならない。		1. 受注者は、既製く形渠の施工について、第1編 3-3-29 プレキャストカルバート工の規定によらなければならない。
				8-6		2. 受注者は、現場打水路の施工について、第1編 3-3-31 現場打カルバート工の規定によらなければならない。		2. 受注者は、現場打水路の施工について、第1編 3-3-30 現場打カルバート工の規定によらなければならない。
		第9節 取付管及びま す工	1-9-2 材料	8-28		(3)コンクリートふた JIS A 5506(下水道用マンホール)		(3)コンクリートふた JIS A 5506(下水道用マンホール ふた)
	第2章 処理場・ポン プ場	第8節 本体築造工	2-8-2 材料	8-39		(1)鋼管 JIS G 3443(水道用塗覆鋼管) JIS G 3451(水輸送用塗覆異形管)		(1)鋼管 JIS G 3443(水道用塗覆鋼管) JIS G 3451(水輸送用塗覆鋼管の異形管)
			第9節 場内管路工	2-9-12 側溝設置工	8-52		側溝設置工の施工については、第1編 3-3-32 側溝工の規定によるものとする。	
		第10節 吐口工	2-10-19 羽口工	8-54		羽口工の施工については、第1編 3-3-29 羽口工の規定によるものとする。		羽口工の施工については、第1編 3-3-28 羽口工の規定によるものとする。
			2-10-20 根固めブロッ ク工	8-54		根固めブロック工の施工については、第1編 3-3-19 根固めブロック工の規定によるものとする。		根固めブロック工の施工については、第1編 3-3-18 根固めブロック工の規定によるものとする。
			2-10-22 沈床工	8-55		沈床工の施工については、第1編 3-3-20 沈床工の規定によるものとする。		沈床工の施工については、第1編 3-3-19 沈床工の規定によるものとする。
	2-10-23 捨石工		8-55		捨石工の施工については、第1編 3-3-21 捨石工の規定によるものとする。		捨石工の施工については、第1編 3-3-20 捨石工の規定によるものとする。	
		2-10-24 かご工	8-55		かご工の施工については、第1編 3-3-29 羽口工の規定によるものとする。		かご工の施工については、第1編 3-3-28 羽口工の規定によるものとする。	
		第11節 場内・進入道 路工	2-11-20 側溝設置工	8-56		側溝設置工の施工については、第1編 3-3-32 側溝工の規定によるものとする。		側溝設置工の施工については、第1編 3-3-31 側溝工の規定によるものとする。
第11編 水道・工業用 水道編	第6章 水管橋上部工	第6節 現場溶接	6-6-1 現場溶接工	11-33		本管の現場溶接は第11編 第4章 第6節を準用するものとし、補剛材等の現場溶接については第1編 3-3-25 現場継手工 第9項を準用するものとする。	本管の現場溶接は第11編 第4章 第6節を準用するものとし、補剛材等の現場溶接については第1編 3-3-24 現場継手工 第9項を準用するものとする。	
第12編 農業農村整備 編	第1章 ほ場整備工事	第2節 一般事項	1-2-2 一般事項	12-1	3. 石礫等の 処理	(2)請負者は、地区内の根株等をすべて適正に処理しなければならない。 ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。	3. 石礫等の 処理	(2)受注者は、地区内の根株等をすべて適正に処理しなければならない。 ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。
			第3節 整地工	1-3-1 整地工	12-2	2. 基盤造成	(3)請負者は、基盤造成の施工に当たり、常に良好な排水状態を維持しなければならない。	2. 基盤造成
				12-2	3.		3. 沈下対策	
			1-3-3 進入路工	12-2		(1)請負者は、耕作に支障のないように進入路を設置しなければならない。		(1)受注者は、耕作に支障のないように進入路を設置しなければならない。
		第6節 排水路工	1-6-4 排水路工	12-4	4.	請負者は、鉄筋コンクリート二次製品の保管のための積重ね段数を5段積みまでとし、損傷のないよう緩衝材を用いて、適切な保護を行わなければならない。	4.	受注者は、鉄筋コンクリート二次製品の保管のための積重ね段数を5段積みまでとし、損傷のないよう緩衝材を用いて、適切な保護を行わなければならない。
第2章 農道工事	第14節 付帯施設工	2-14-2 安全施設工	12-13	2. 安全施設 工	(9)請負者は、ネットフェンス設置に当たり、胴材、胴縁、金具、網材の溶融亜鉛メッキ仕様等が設計図書に示されていない場合、次表又は同等以上の製品とする。	2. 安全施設 工	(9)受注者は、ネットフェンス設置に当たり、胴材、胴縁、金具、網材の溶融亜鉛メッキ仕様等が設計図書に示されていない場合、次表又は同等以上の製品とする。	

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)正誤一覧表

編	章	節	項	ページ	誤	正	備考	
第12編 農業農村整備 編	第2章 農道工事	第14節 付帯施設工	2-14-4 区画線工	12-16	8. 受注者は、区画線の消去について、表示材(塗料)のみの除去を心掛け、路面への影響を最小限にとどめなければならない。また請負者は消去により発生する塗料粉じんの飛散を防止する適正な処理を行わなければならない。	8. 受注者は、区画線の消去について、表示材(塗料)のみの除去を心掛け、路面への影響を最小限にとどめなければならない。また受注者は消去により発生する塗料粉じんの飛散を防止する適正な処理を行わなければならない。		
	第3章 水路工事	第14節 道路復旧工	3-14-8 安全施設工	12-25	安全施設工の施工については、第1編 3-3-10 防護柵工(安全施設)、3-3-8 路側防護柵工及び下記の規定によるものとする。	安全施設工の施工については、第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)、3-3-8 路側防護柵工及び下記の規定によるものとする。		
	第5章 管水路工事	第2節 一般事項	第6節 管体工	5-2-2 一般事項	12-39	4. 構造物工 請負者は、分水弁室工、排泥弁室工、空気弁室工、制水弁室工、減水槽工の施工に当たり、5-2-2(17)の規定によるものとする。	4. 構造物工 受注者は、分水弁室工、排泥弁室工、空気弁室工、制水弁室工、減水槽工の施工に当たり、5-2-2(17)の規定によるものとする。	
				5-6-1 硬質塩化ビニル管布設工	12-40	4. 請負者は、管に接着剤を塗布後、ひねらず差し込み、接合後は一定時間(3分間程度)挿入器等により挿入状態を保持し、管の抜け出しを防がなければならない。また、管内作業は、接着剤による溶剤蒸気を排除したうえで行うものとする。	4. 受注者は、管に接着剤を塗布後、ひねらず差し込み、接合後は一定時間(3分間程度)挿入器等により挿入状態を保持し、管の抜け出しを防がなければならない。また、管内作業は、接着剤による溶剤蒸気を排除したうえで行うものとする。	
				5-6-2 強化プラスチック複合管布設工	12-41	5. 請負者は、管布設に当たり、気温5℃以下の低温、無理な応力の作用及び溶媒の存在の3要素が加わったときに、ソルベントクラッキングが発生するので、次の事項について注意し施工しなければならない。	5. 受注者は、管布設に当たり、気温5℃以下の低温、無理な応力の作用及び溶媒の存在の3要素が加わったときに、ソルベントクラッキングが発生するので、次の事項について注意し施工しなければならない。	
	第12節 減圧水槽工	5-12-2 減圧水槽工		12-47	2. 型枠の施工については、第1編第5章第4節 型枠及び支保の規定によるものとする。	2. 型枠の施工については、第1編第5章第8節 型枠・支保の規定によるものとする。		
				12-47	4. 鉄筋の施工については、第1編第5章第5節 鉄筋の規定によるものとする。	4. 鉄筋の施工については、第1編第5章第7節 鉄筋工の規定によるものとする。		
		第13節 スラストブロック工	5-13-1 スラストブロック工	12-48	2. 型枠の施工については、第1編第5章第4節 型枠及び支保の規定によるものとする。	2. 型枠の施工については、第1編第5章第8節 型枠・支保の規定によるものとする。		
				12-48	4. 鉄筋の施工については、第1編第5章第5節 鉄筋の規定によるものとする。	4. 鉄筋の施工については、第1編第5章第7節 鉄筋工の規定によるものとする。		
	第6章 畑かん施設工事	第10節 耕地復旧工	6-10-1 水田復旧工	12-53	4. 耕起 請負者は、水田をよく乾燥させた後耕起するものとし、設計図書で示す場合を除き原則1筆全体を行わなければならない。	4. 耕起 受注者は、水田をよく乾燥させた後耕起するものとし、設計図書で示す場合を除き原則1筆全体を行わなければならない。		
	第8章 橋梁下部工事	第4節 橋台工	8-4-4 躯体工	12-68	2. 型枠及び支保、足場の施工については、第1編第5章第4節 型枠支保の規定によるものとする。	2. 型枠及び支保、足場の施工については、第1編第5章第8節 型枠・支保の規定によるものとする。		
				12-68	4. 鉄筋の施工については、第1編第5章第5節 鉄筋の規定によるものとする。	4. 鉄筋の施工については、第1編第5章第7節 鉄筋工の規定によるものとする。		
	第9章 頭首工工事	第4節 可動堰本体工	9-4-10 ゲート操作台工	12-72	1. 請負者は、コンクリート打設に当たり、操作台1ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。	1. 受注者は、コンクリート打設に当たり、操作台1ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。		
				12-72	2. 請負者は、操作台開孔部の施工について、設計図書に従い補強筋を設置しなければならない。	2. 受注者は、操作台開孔部の施工について、設計図書に従い補強筋を設置しなければならない。		
			9-4-11 水叩(エブロン)工	12-72	1. 請負者は、水叩工の施工に当たり、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。	1. 受注者は、水叩工の施工に当たり、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。		
		9-4-14 取付擁壁工	12-72	1. 請負者は、コンクリート打設に当たり、水叩工1ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。	2. 受注者は、コンクリート打設に当たり、水叩工1ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。			
				請負者は、取付擁壁の施工時期について、仮締切工の切替時期等を考慮した工程としなければならない。	受注者は、取付擁壁の施工時期について、仮締切工の切替時期等を考慮した工程としなければならない。			
	第9節 管理橋上部工	9-9-10 架設支保工(固定)	12-77	支保工及び支保工基礎の施工については、第1編 第5章 第4節 型枠及び支保の規定によるものとする。	支保工及び支保工基礎の施工については、第1編 第5章 第8節 型枠・支保の規定によるものとする。			
	第10章 機場下部工事	第4節 機場本体工	10-4-5 本体工	12-79	3. 鉄筋の施工については、第1編第5章第5節 鉄筋の規定によるものとする。	3. 鉄筋の施工については、第1編第5章第7節 鉄筋工の規定によるものとする。		
				12-79	4. 型枠の施工については、第1編第5章第4節 型枠及び支保の規定によるものとする。	4. 型枠の施工については、第1編第5章第8節 型枠・支保の規定によるものとする。		
10-4-6 燃料貯油槽工		12-79	3. 鉄筋の施工については、第1編第5章第5節 鉄筋の規定によるものとする。	3. 鉄筋の施工については、第1編第5章第7節 鉄筋工の規定によるものとする。				
			4. 型枠の施工については、第1編第5章第4節 型枠及び支保の規定によるものとする。	4. 型枠の施工については、第1編第5章第8節 型枠・支保の規定によるものとする。				

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)正誤一覧表

編	章	節	項	ページ	誤		正		備考	
第12編 農業農村整備 編	第10章 機場下部工事 編	第5節 遊水池工	10-5-6 コンクリート床 版工	12-80	2.	鉄筋の施工については、第1編第5章第5節 鉄筋の規定によるものとする。	2.	鉄筋の施工については、第1編第5章第7節 鉄筋工の規定によるものとする。		
				12-80	3.	型枠の施工については、第1編第5章第4節 型枠及び支保の規定によるものとする。	3.	型枠の施工については、第1編第5章第8節 型枠・支保の規定によるものとする。		
		第11章 地すべり防止 工事	第6節 水抜きボーリン グ工	11-6-2 面壁工	12-82	3.	鉄筋工の施工については、第1編第5章第5節 鉄筋の規定によるものとする。	3.	鉄筋工の施工については、第1編第5章第7節 鉄筋工の規定によるものとする。	
					12-82	4.	型枠工の施工については、第1編第5章第4節 型枠の規定によるものとする。	4.	型枠工の施工については、第1編第5章第8節 型枠・支保の規定によるものとする。	
		第7節 集水井設置工	11-7-4 排水ボーリン グ工	12-83	2.	請負者は、設計図書に示すとおり分水槽を施工するものとする。	2.	受注者は、設計図書に示すとおり分水槽を施工するものとする。		
		第12節 アンカー工	11-12-2 受圧版	12-86	2.	鉄筋工の施工については、第1編第5章第5節 鉄筋の規定によるものとする。	2.	鉄筋工の施工については、第1編第5章第7節 鉄筋工の規定によるものとする。		
				12-86	3.	型枠工の施工については、第1編 5-4-3 型枠の規定によるものとする。	3.	型枠工の施工については、第1編第5章第8節 型枠・支保の規定によるものとする。		
	第12章 ため池改修工 事	第3節 堤体工	12-3-10 堤体盛立工	12-92	11.	受注者は、盛土の施工中において、用土の不適若しくは転圧の不十分、又は請負者の不注意によって湧水あるいは盛立法面の崩壊があった場合、その部分及びこれに関連する部分の盛立について再施工しなければならない。	11.	受注者は、盛土の施工中において、用土の不適若しくは転圧の不十分、又は受注者の不注意によって湧水あるいは盛立法面の崩壊があった場合、その部分及びこれに関連する部分の盛立について再施工しなければならない。		
	第13章 推進工事	第4節 推進工	13-4-1 立坑 工	12-97	1.	受注者は、立坑構築及び復旧に当たり、第1編 3-13-5 土留・仮締切工の規定によるものとする。	1.	受注者は、立坑構築及び復旧に当たり、第1編 3-11-5 土留・仮締切工の規定によるものとする。		
	第13編 漁港漁場編	第1章 材料	第4節 鋼材	1-4-5 控工	13-3	2. タイロッド	(1)タイロッドの材質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。なお、請負者は、製作に先立ちタイロッド及び付属品の図面を監督員に提出しなければならない。	2. タイロッド	(1)タイロッドの材質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。なお、受注者は、製作に先立ちタイロッド及び付属品の図面を監督員に提出しなければならない。	
3. タイワイ ヤー						(2)請負者は、製作に先立ち、種類、呼び名、ヤング係数、断面積、単位質量、破断強度、降伏点応力度等の規格値を監督員に提出し、承諾を得なければならない。	3. タイワイ ヤー	(2)受注者は、製作に先立ち、種類、呼び名、ヤング係数、断面積、単位質量、破断強度、降伏点応力度等の規格値を監督員に提出し、承諾を得なければならない。		
第5節 防食材料			1-5-1 アルミニウム合 金陽極	13-4	3.	陽極の電流効率、90%以上とする。なお、請負者は、試験成績表を事前に監督員に提出しなければならない。	3.	陽極の電流効率、90%以上とする。なお、受注者は、試験成績表を事前に監督員に提出しなければならない。		
第6節 防舷材・滑り材			1-6-1 ゴム防舷材	13-5	4.	ゴム防舷材の耐久性は次の性能を有するものとする。耐久性を有することについて、請負者はゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。	4.	ゴム防舷材の耐久性は次の性能を有するものとする。耐久性を有することについて、受注者はゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。		
第7節 係船柱・係船 環			1-7-2 係船環	13-6	1.	係船環の材質は、「表1-4-2係船環の材質」の規格に適合するもの、又は同等以上の品質を有するものとする。なお、請負者はリング部の溶接部をフラッシュバット溶接等とし、リング部周辺をパレル研磨するものとする。	1.	係船環の材質は、「表1-4-2係船環の材質」の規格に適合するもの、又は同等以上の品質を有するものとする。なお、受注者はリング部の溶接部をフラッシュバット溶接等とし、リング部周辺をパレル研磨するものとする。		
第8節 車止め・縁金物		1-8-1 車止め・縁金物	13-6		(3)請負者は、製作に先立ち塗料について、監督員の承諾を得なければならない。	(3)受注者は、製作に先立ち塗料について、監督員の承諾を得なければならない。				
第2章 一般施工		第4節 海上地盤改良 工	2-4-2 床掘り工	13-10	2.	軟弱層を全部置換える場合の床掘り底面の地層の確認方法は、設計図書の定めによるものとする。ただし、請負者は、地層の変化などにより設計図書の定めにより難しい場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	2.	軟弱層を全部置換える場合の床掘り底面の地層の確認方法は、設計図書の定めによるものとする。ただし、受注者は、地層の変化などにより設計図書の定めにより難しい場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。		
					2-4-6 固化工	13-13	1. 深層混合 処理杭	(2)計量装置は、第1編 5-3-5、5. 計量装置、6. 計量装置の点検の規定によるものとする。 (3)材料の計量は、第1編 5-3-5、7. 材料の計量の規定によるものとする。	1. 深層混合 処理杭	(2)計量装置は、第1編 5-5-4、1. 計量装置の規定によるものとする。 (3)材料の計量は、第1編 5-5-4、2. 材料の計量の規定によるものとする。
				13-14	5. 事前混合 処理	(2)計量装置は、第1編 5-3-5、5. 計量装置、6. 計量装置の点検の規定によるものとする。 (3)材料の計量は、第1編 5-3-5、7. 材料の計量の規定によるものとする。	5. 事前混合 処理	(2)計量装置は、第1編 5-5-4、1. 計量装置の規定によるものとする。 (3)材料の計量は、第1編 5-5-4、2. 材料の計量の規定によるものとする。		
		第5節 基礎工	2-5-5 袋詰コンクリ ート工	13-15		袋詰コンクリート工の施工については、第1編 5-6-9 袋詰コンクリートの規定によるものとする。		袋詰コンクリート工の施工については、第1編第5章第15節袋詰コンクリートの規定によるものとする。		
	2-5-7 水中コンクリ ート工		13-15		水中コンクリート工の施工については、第1編 5-6-5 水中コンクリートの規定によるものとする。		水中コンクリート工の施工については、第1編第5章第12節水中コンクリートの規定によるものとする。			
	2-5-8 水中不分離性 コンクリート工		13-16		水中不分離性コンクリート工の施工については、第1編 5-6-7 水中不分離性コンクリートの規定によるものとする。		水中不分離性コンクリート工の施工については、第1編第5章第13節水中不分離性コンクリートの規定によるものとする。			
	第6節 本体工(ケー ン式)	2-6-2 ケーソン製作 工	13-16	4. 支保	支保の施工については、第1編 5-4-2 支保の規定によるものとする。	4. 支保	支保の施工については、第1編第5章第8節型枠・支保の規定によるものとする。			
5. 足場				足場の施工については、第1編 1-1-34、31.足場の安全対策の規定によるものとする。	5. 足場	足場の施工については、第1編 1-1-33、31.足場の安全対策の規定によるものとする。				
6. 鉄筋				鉄筋の施工については、第1編第5章第5節鉄筋の規定によるものとする。	6. 鉄筋	鉄筋の施工については、第1編第5章第7節鉄筋工の規定によるものとする。				

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)正誤一覧表

編	章	節	項	ページ	誤		正		備考
第13編 漁港漁場編	第2章 一般施工	第6節 本体工(ケーソン式)	2-6-2 ケーソン製作工	13-16	7. 型枠	型枠の施工については、第1編 5-4-3 型枠の規定によるものとする。	7. 型枠	型枠の施工については、第1編 第5章 第8節 型枠・支保の規定によるものとする。	
			2-6-6 蓋ブロック工	13-20	1. 蓋ブロック製作	(3) 請負者は、製作した蓋ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾を得なければならない。	1. 蓋ブロック製作	(3) 受注者は、製作した蓋ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾を得なければならない。	
		13-20		2. 蓋ブロック据付	(1) 仮置場所は、設計図書のとおりとする。なお、請負者は、仮置場所の突起等の不陸を均さなければならない。	2. 蓋ブロック据付	(1) 仮置場所は、設計図書のとおりとする。なお、受注者は、仮置場所の突起等の不陸を均さなければならない。		
		第7節 本体工(ブロック式)	2-7-2 本体ブロック製作工	13-20	2. 足場	足場の施工については、第1編 1-1-34、31.足場の安全対策の規定によるものとする。	2. 足場	足場の施工については、第1編 1-1-33、31.足場の安全対策の規定によるものとする。	
				13-20	3. 鉄筋	鉄筋の施工については、第1編 第5章 第5節 鉄筋の規定によるものとする。	3. 鉄筋	鉄筋の施工については、第1編 第5章 第7節 鉄筋工の規定によるものとする。	
				13-21	4. 型枠	型枠の施工については、第1編 5-4-3 型枠の規定によるものとする。	4. 型枠	型枠の施工については、第1編 第5章 第8節 型枠・支保の規定によるものとする。	
		第8節 本体工(場所打式)	2-8-2 場所打コンクリート工	13-21	2. 鉄筋	鉄筋の施工については、第1編 第5章 第5節 鉄筋の規定によるものとする。	2. 鉄筋	鉄筋の施工については、第1編 第5章 第7節 鉄筋工の規定によるものとする。	
				13-21	3. 型枠	型枠の施工については、第1編 5-4-3 型枠の規定によるものとする。	3. 型枠	型枠の施工については、第1編 第5章 第8節 型枠・支保の規定によるものとする。	
			2-8-3 水中コンクリート工	13-22		水中コンクリート工の施工については、第1編 5-6-5 水中コンクリートの規定によるものとする。		水中コンクリート工の施工については、第1編 第5章 第12節 水中コンクリートの規定によるものとする。	
			2-8-4 プレパッドコンクリート工	13-22		プレパッドコンクリート工の施工については、第1編 5-6-8 プレパッドコンクリートの規定によるものとする。		プレパッドコンクリート工の施工については、第1編 第5章 第14節 プレパッドコンクリートの規定によるものとする。	
			2-8-5 水中不分離性コンクリート工	13-22		水中不分離性コンクリート工の施工については、第1編 5-6-7 水中不分離性コンクリートの規定によるものとする。		水中不分離性コンクリート工の施工については、第1編 第5章 第13節 水中不分離性コンクリートの規定によるものとする。	
		第9節 本体工(捨石・捨ブロック式)	2-9-5 場所打コンクリート工	13-23	2. 型枠	型枠の施工については、第1編 5-4-3 型枠の規定によるものとする。	2. 型枠	型枠の施工については、第1編 第5章 第8節 型枠・支保の規定によるものとする。	
		第10節 本体工(鋼矢板式)	2-10-3 控工	13-24	2. 控鋼矢板	(1) 受注者は、組合せ矢板及び異形矢板を製作する場合、工場で加工及び製作しなければならない。なお、やむを得ず現場で製作する場合、請負者は、製作に先立ち設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	2. 控鋼矢板	(1) 受注者は、組合せ矢板及び異形矢板を製作する場合、工場で加工及び製作しなければならない。なお、やむを得ず現場で製作する場合、受注者は、製作に先立ち設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	
		第11節 本体工(コンクリート矢板式)	2-11-2 コンクリート矢板工	13-26	1. コンクリート矢板	(1) 受注者は、矢板の運搬中及び保管中に矢板本体に損傷を与えない処置を講じなければならない。また、請負者は、矢板を2点吊りて吊り上げなければならない。	1. コンクリート矢板	(1) 受注者は、矢板の運搬中及び保管中に矢板本体に損傷を与えない処置を講じなければならない。また、受注者は、矢板を2点吊りて吊り上げなければならない。	
		第14節 被覆・根固工	2-14-3 袋詰コンクリート工	13-28		袋詰コンクリートの施工については、第1編 5-6-9 袋詰コンクリートの規定によるものとする。		袋詰コンクリートの施工については、第1編 第5章 第15節 袋詰コンクリートの規定によるものとする。	
			2-14-6 水中コンクリート工	13-29		水中コンクリート工の施工については、第1編 5-6-5 水中コンクリートの規定によるものとする。		水中コンクリート工の施工については、第1編 第5章 第12節 水中コンクリートの規定によるものとする。	
			2-14-7 水中不分離性コンクリート工	13-29		水中不分離性コンクリート工の施工については、第1編 5-6-7 水中不分離性コンクリートの規定によるものとする。		水中不分離性コンクリート工の施工については、第1編 第5章 第13節 水中不分離性コンクリートの規定によるものとする。	
		第15節 上部工	2-15-2 上部コンクリート工	13-29	1. 支保	支保の施工については、第1編 5-4-2 支保の規定によるものとする。	1. 支保	支保の施工については、第1編 第5章 第8節 型枠・支保の規定によるものとする。	
				13-30	2. 足場	足場の施工については、第1編 1-1-34、31.足場の安全対策の規定によるものとする。	2. 足場	足場の施工については、第1編 1-1-33、31.足場の安全対策の規定によるものとする。	
				13-30	3. 鉄筋	鉄筋の施工については、第1編 第5章 第5節 鉄筋の規定によるものとする。	3. 鉄筋	鉄筋の施工については、第1編 第5章 第7節 鉄筋工の規定によるものとする。	
				13-30	4. 型枠	型枠の施工については、第1編 5-4-3 型枠の規定によるものとする。	4. 型枠	型枠の施工については、第1編 第5章 第8節 型枠・支保の規定によるものとする。	
		第16節 付属工	2-16-2 係船柱工	13-34	図2-3	③ 工場できび止め塗装を行う場合は、請負者は、係船柱外面のさび等を除去し、エポキシ樹脂塗料さび止めを1回塗らなければならない。 ⑥ 厚さの許容範囲は、±3mmとする。ただし、請負者は、プラス側の許容範囲を変更する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。	図2-3	③ 工場できび止め塗装を行う場合は、受注者は、係船柱外面のさび等を除去し、エポキシ樹脂塗料さび止めを1回塗らなければならない。 ⑥ 厚さの許容範囲は、±3mmとする。ただし、受注者は、プラス側の許容範囲を変更する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。	
		第18節 裏込・裏埋工	2-18-2 裏込工	13-39	4. 吸出し防止材	(4) 受注者は、アスファルトマットの敷設を吊金具による水平吊りとしなければならない。なお、吊金具による水平吊りができない場合、請負者は、施工に先立ち設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	4. 吸出し防止材	(4) 受注者は、アスファルトマットの敷設を吊金具による水平吊りとしなければならない。なお、吊金具による水平吊りができない場合、受注者は、施工に先立ち設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	
		第20節 魚礁工	2-20-3 組立魚礁組立工	13-42	2. 足場	足場の施工については、第1編 1-1-34、31. 足場の安全対策の規定によるものとする。	2. 足場	足場の施工については、第1編 1-1-33、31. 足場の安全対策の規定によるものとする。	

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)正誤一覧表

編	章	節	項	ページ	誤	正	備考	
第14編 林道編	第1章 道路開設・改良	第7節 カルバート工	1-7-6 現場打カルバート工	14-6		現場打カルバート工については、第1編 3-6-31 現場打カルバート工の規定による。	現場打カルバート工については、第1編 3-3-30 現場打カルバート工の規定による。	
			1-7-7 プレキャストカルバート工	14-6		プレキャストカルバート工については、第1編 3-6-30 プレキャストカルバート工の規定による。	プレキャストカルバート工については、第1編 3-3-29 プレキャストカルバート工の規定による。	
		第8節 排水施設工	1-8-4 管渠工	14-8	2.適用規定	管渠工の施工については、第1編 3-6-30 プレキャストカルバート工の規定による。	2.適用規定 管渠工の施工については、第1編 3-3-29 プレキャストカルバート工の規定による。	
		第9節 落石雪害防止工	1-9-2 材料	14-12	6.落石防護柵工	落石防護柵工の端末支柱・中間支柱の塗装については第1編 3-3-34 現場塗装工に準じ第1編第2章13節塗料の外周用Aによるものとし、工場下塗り、現場中塗り、上塗り各1回とする。	6.落石防護柵工 落石防護柵工の端末支柱・中間支柱の塗装については第1編 3-3-33 現場塗装工に準じ第1編第2章13節塗料の外周用Aによるものとし、工場下塗り、現場中塗り、上塗り各1回とする。	
	第2章 舗装	第12節 橋梁付属物工	2-12-2 伸縮装置工	14-30		伸縮装置工の施工については、第1編 3-3-26 伸縮装置工の規定による。	伸縮装置工の施工については、第1編 3-3-25 伸縮装置工の規定による。	
	第3章 橋梁下部	第8節 鋼製橋脚工	3-8-11 現場継手工	14-37	1.適用規定(1)	現場継手工の施工については、第1編 3-3-25 現場継手工の規定による。	1.適用規定(1) 現場継手工の施工については、第1編 3-3-24 現場継手工の規定による。	
			3-8-12 現場塗装工	14-37		現場塗装工の施工については、第1編 3-3-34 現場塗装工の規定による。	現場塗装工の施工については、第1編 3-3-33 現場塗装工の規定による。	
		第10節 矢板護岸工	3-10-3 笠コンクリート工	14-38		笠コンクリートの施工については、第1編 3-3-22 笠コンクリート工の規定による。	笠コンクリートの施工については、第1編 3-3-21 笠コンクリート工の規定による。	
		第11節 法覆護岸工	3-11-8 多自然型護岸工	14-40		多自然型護岸工の施工については、第1編 3-3-28 多自然型護岸工の規定による。	多自然型護岸工の施工については、第1編 3-3-27 多自然型護岸工の規定による。	
			3-11-12 羽口工	14-40		羽口工の施工については、第1編 3-3-29 羽口工の規定による。	羽口工の施工については、第1編 3-3-28 羽口工の規定による。	
第4章 鋼橋上部	第5節 鋼橋架設工	4-5-11 現場継手工	14-47		現場継手工の施工については、第1編 3-3-25 現場継手工の規定による。	現場継手工の施工については、第1編 3-3-24 現場継手工の規定による。		
		第6節 橋梁現場塗装工	4-6-3 現場塗装工	14-47		現場塗装工の施工については、第1編 3-3-34 現場塗装工の規定による。	現場塗装工の施工については、第1編 3-3-33 現場塗装工の規定による。	
	第8節 橋梁付属物工	4-8-2 伸縮装置工	14-48		伸縮装置工の施工については、第1編 3-3-26 伸縮装置工の規定による。	伸縮装置工の施工については、第1編 3-3-25 伸縮装置工の規定による。		
		4-8-9 銘板工	14-49		銘板工の施工は、第1編 3-3-27 銘板工及び下記の規定による。	銘板工の施工は、第1編 3-3-26 銘板工及び下記の規定による。		
第5章 コンクリート橋上部	第5節 PC橋工	5-5-2 プレテンション桁製作工(購入工)	14-52		プレテンション桁製作工(購入工)の施工については、第1編 3-3-14 プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。	プレテンション桁製作工(購入工)の施工については、第1編 3-3-13 プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。		
		5-5-3 ポストテンション桁製作工	14-52		ポストテンション桁製作工の施工については、第1編 3-3-15 ポストテンション桁製作工の規定による。	ポストテンション桁製作工の施工については、第1編 3-3-14 ポストテンション桁製作工の規定による。		
		5-5-4 プレキャストセグメント製作工(購入工)	14-52		プレキャストブロック購入については、第1編 3-3-14 プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。	プレキャストブロック購入については、第1編 3-3-13 プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。		
		5-5-5 プレキャストセグメント主桁組立工	14-52		プレキャストセグメント主桁組立工については、第1編 3-3-16 プレキャストセグメント主桁組立工の規定による。	プレキャストセグメント主桁組立工については、第1編 3-3-15 プレキャストセグメント主桁組立工の規定による。		
		5-5-9 床版・横組工	14-52		横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第1編 3-3-15 ポストテンション桁製作工の規定による。	横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第1編 3-3-14 ポストテンション桁製作工の規定による。		
	第6節 プレビーム桁橋工	5-6-2 プレビーム桁製作工(現場)	14-54	5.横桁部材の連結に使用する高力ボルト	横桁部材の連結に使用する高力ボルトについては、第1編 3-3-25 現場継手工の規定による。	5.横桁部材の連結に使用する高力ボルト 横桁部材の連結に使用する高力ボルトについては、第1編 3-3-24 現場継手工の規定による。		
		5-6-6 床版・横組工	14-54		横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第1編 3-3-15 ポストテンション桁製作工の規定による。	横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第1編 3-3-14 ポストテンション桁製作工の規定による。		
		5-6-8 床版・横桁工	14-55	1.横桁部材の連結の施工	受注者は、横桁部材の連結の施工については、高力ボルトを使用することとし、第1編 3-3-25 現場継手工の規定による。	1.横桁部材の連結の施工 受注者は、横桁部材の連結の施工については、高力ボルトを使用することとし、第1編 3-3-24 現場継手工の規定による。		
		5-6-9 落橋防止装置工	14-55		落橋防止装置工の施工については、第1編 3-13-6 落橋防止装置工の規定による。	落橋防止装置工の施工については、第1編 3-13-6 落橋防止装置製作工の規定による。		
		第7節 PCホロースラブ橋工	5-7-2 架設支保工(固定)	14-56		支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第5章第4節型枠・支保の規定による。	支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第5章第8節型枠・支保の規定による。	

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)正誤一覧表

編	章	節	項	ページ	誤	正	備考				
第14編 林道編	第5章 コンクリート橋 上部	第8節 RCホロースラ ブ橋工	5-7-4 PCホロースラ ブ製作工	14-56		PCホロースラブ製作工については、第1編 3-3-17 PCホロースラブ製作工の規定による。	PCホロースラブ製作工については、第1編 3-3-16 PCホロースラブ製作工の規定による。				
			5-7-5 落橋防止装置 工	14-56		落橋防止装置工の施工については、第1編 3-13-6 落橋防止装置工の規定による。	落橋防止装置工の施工については、第1編 3-13-6 落橋防止装置製作工の規定による。				
			5-8-2 架設支保工 (固定)	14-57		支保工及び支保工基礎の施工については、第1編 5章 第4節 型枠・支保の規定による。	支保工及び支保工基礎の施工については、第1編 5章 第8節 型枠・支保の規定による。				
			5-8-4 RC場所打ホ ロースラブ製作 工	14-57		円筒型枠の施工については、第1編 3-3-17 PCホロースラブ製作工の規定による。	円筒型枠の施工については、第1編 3-3-16 PCホロースラブ製作工の規定による。				
			5-8-5 落橋防止装置 工	14-57		落橋防止装置工の施工については、第1編 3-13-6 落橋防止装置工の規定による。	落橋防止装置工の施工については、第1編 3-13-6 落橋防止装置製作工の規定による。				
		第9節 PC版桁橋工	5-9-2 PC箱桁製作工	14-58		PC箱桁製作工については、第1編 3-13-18 PC箱桁製作工の規定による。	PC箱桁製作工については、第1編 3-3-17 PC箱桁製作工の規定による。				
		第10節 PC箱桁橋工	5-10-2 架設支保工 (固定)	14-58		支保工及び支保工基礎の施工については、第1編 5章 第4節 型枠・支保の規定による。	支保工及び支保工基礎の施工については、第1編 5章 第8節 型枠・支保の規定による。				
			5-10-4 PC箱桁製作工	14-59		PC箱桁製作工については、第1編 3-3-18 PC箱桁製作工の規定による。	PC箱桁製作工については、第1編 3-3-17 PC箱桁製作工の規定による。				
			5-10-5 落橋防止装置 工	14-59		落橋防止装置工の施工については、第1編 3-13-6 落橋防止装置工の規定による。	落橋防止装置工の施工については、第1編 3-13-6 落橋防止装置製作工の規定による。				
		第11節 PC片持箱桁橋 工	5-11-2 PC片持箱桁製 作工	14-60	1.適用規定 (1)	コンクリート・PC鋼材・PC緊張の施工については、第1編 3-3-15 ポストテンション桁製作工の規定による。	1.適用規定 (1)	コンクリート・PC鋼材・PC緊張の施工については、第1編 3-3-14 ポストテンション桁製作工の規定による。			
				14-60	2.適用規定 (2)	PCケーブルのPC固定・PC継手の施工については、第1編 3-3-17 PCホロースラブ製作工の規定による。	2.適用規定 (2)	PCケーブルのPC固定・PC継手の施工については、第1編 3-3-16 PCホロースラブ製作工の規定による。			
				14-60	4.適用規定 (4)	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウト等がある場合の施工については、第1編 3-3-15 ポストテンション桁製作工の規定による。	4.適用規定 (4)	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウト等がある場合の施工については、第1編 3-3-14 ポストテンション桁製作工の規定による。			
			5-11-4 架設工(片持 架設)	14-60	3.適用規定 (2)	支保工基礎の施工については、第1編 5章 第4節 型枠・支保の規定による。	3.適用規定 (2)	支保工基礎の施工については、第1編 5章 第8節 型枠・支保の規定による。			
		第12節 PC押し出し箱桁 橋工	5-12-2 PC押し出し箱桁 製作工	14-60	2.検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	2.検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。			
				14-61	1.適用規定 (1)	コンクリート・PC鋼材・PC緊張の施工については、第1編 3-3-15 ポストテンション桁製作工の規定による。	1.適用規定 (1)	コンクリート・PC鋼材・PC緊張の施工については、第1編 3-3-14 ポストテンション桁製作工の規定による。			
				14-61	2.適用規定 (2)	PCケーブルのPC固定・PC継手の施工については、第1編 3-3-17 PCホロースラブ製作工の規定による。	2.適用規定 (2)	PCケーブルのPC固定・PC継手の施工については、第1編 3-3-16 PCホロースラブ製作工の規定による。			
		第13節 橋梁付属物工	5-13-8 銘板工	14-62		伸縮装置工の施工については、第1編 3-3-26 伸縮装置工の規定による。		伸縮装置工の施工については、第1編 3-3-25 伸縮装置工の規定による。			
				14-62		銘板工の施工については、第1編 3-3-27 銘板工の規定による。		銘板工の施工については、第1編 3-3-26 銘板工の規定による。			
			第6章 トンネル(NAT M)	第6節 インパート工	6-6-4 インパート本体 工	14-73	6.適用規定	インパート盛土の締固め度については、第1編 1-1-29 施工管理 第9項の規定による。	6.適用規定	インパート盛土の締固め度については、第1編 1-1-28 施工管理 4. 施工管理関係書類の規定による。	
		第15編 治山編	第1章 深間工	第7節 鋼製ダム工	1-7-9 現場塗装工	15-9		現場塗装工については、第1編 3-3-34 現場塗装工の規定によるものとする。	現場塗装工については、第1編 3-3-33 現場塗装工の規定によるものとする。		
					1-10-3 根固めブロック 工	15-11		根固めブロック工の施工については、第1編 3-3-19 根固めブロック工の規定によるものとする。	根固めブロック工の施工については、第1編 3-3-18 根固めブロック工の規定によるものとする。		
					1-10-5 捨石工	15-11		捨石工の施工については、第1編 3-3-21 捨石工の規定による。	捨石工の施工については、第1編 3-3-20 捨石工の規定による。		
					1-10-7 沈床工	15-11		沈床工の施工については、第1編 3-3-20 沈床工の規定によるものとする。	沈床工の施工については、第1編 3-3-19 沈床工の規定によるものとする。		
第2章 山腹工	第12節 山腹水路工		2-12-6 集水樹工	15-25		集水樹工の施工については、第1編 3-3-33 集水樹工の規定による。	集水樹工の施工については、第1編 3-3-32 集水樹工の規定による。				

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)正誤一覧表

編	章	節	項	ページ	誤	正	備考																																															
建設工事施工管理(案)	建設工事施工管理基準(案)	建設工事施工管理基準(案)		1	この建設工事施工管理基準は、三重県公共工事共通仕様書第1編 1-1-29「施工管理」に規定する建設工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。	この建設工事施工管理基準は、三重県公共工事共通仕様書第1編 1-1-28「施工管理」に規定する建設工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。																																																
				1	5. 管理項目及び方法 (2) 出来形管理 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理表又は出来形図を作成し管理するものとする。但し、測定数が10点未満の場合は、出来形品質管理図表の作成は不要とする。	5. 管理項目及び方法 (2) 出来形管理 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図表を作成し管理するものとする。但し、測定数が10点未満の場合は、出来形管理図表の作成は不要とする。	様式の標題と記述内容に不整合があるため、訂正。																																															
				1~2	(3) 品質管理 ① 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、行程能力図又は、品質管理図表(ヒストグラム、X-Rm、X-Rs-Rmなど)を作成するものとする。但し、測定数が10点未満の場合は品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。	(3) 品質管理 ① 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、測定結果総括表、測定結果一覧表と品質管理図表を作成するものとする。但し、測定数が10点未満の場合は品質管理図表の作成は不要とする。																																																
出来形管理基準 準適応表	一般舗装工	4	7. アスファルト舗装工 表裏工	<table border="1"> <tr><td>7-1 一般舗装工</td><td>7 アスファルト舗装工</td><td>上層砕石工</td><td>51</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>上層砕石工 (粒度調整砕石工)</td><td>51</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>上層砕石工(セメント 石戻)安定地層工</td><td>51</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>道路アスファルト 安定地層工</td><td>51</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>表層工</td><td>51</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>裏層工</td><td>52</td></tr> </table>	7-1 一般舗装工	7 アスファルト舗装工	上層砕石工	51			上層砕石工 (粒度調整砕石工)	51			上層砕石工(セメント 石戻)安定地層工	51			道路アスファルト 安定地層工	51			表層工	51			裏層工	52	<table border="1"> <tr><td>7-1 一般舗装工</td><td>7 アスファルト舗装工</td><td>上層砕石工</td><td>51</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>上層砕石工 (粒度調整砕石工)</td><td>51</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>上層砕石工(セメント 石戻)安定地層工</td><td>51</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>道路アスファルト 安定地層工</td><td>51</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>表層工</td><td>51</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>裏層工</td><td>52</td></tr> </table>	7-1 一般舗装工	7 アスファルト舗装工	上層砕石工	51			上層砕石工 (粒度調整砕石工)	51			上層砕石工(セメント 石戻)安定地層工	51			道路アスファルト 安定地層工	51			表層工	51			裏層工	52	
7-1 一般舗装工	7 アスファルト舗装工	上層砕石工	51																																																			
		上層砕石工 (粒度調整砕石工)	51																																																			
		上層砕石工(セメント 石戻)安定地層工	51																																																			
		道路アスファルト 安定地層工	51																																																			
		表層工	51																																																			
		裏層工	52																																																			
7-1 一般舗装工	7 アスファルト舗装工	上層砕石工	51																																																			
		上層砕石工 (粒度調整砕石工)	51																																																			
		上層砕石工(セメント 石戻)安定地層工	51																																																			
		道路アスファルト 安定地層工	51																																																			
		表層工	51																																																			
		裏層工	52																																																			
様式一覧	目次			目次-1	土木工事施工管理基準(案)	建設工事施工管理基準(案)																																																

出来形管理基準及び規格値訂正箇所抜粋

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	
1	3	3	14	2	プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	桁長 ℓ	-					
						断面の外形寸法(mm)	-	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 訂正前:プレキャストセグメント製作工 訂正後:プレキャストセグメント桁製作工 </div>												
1	3	3	17		PCホロスラブ製作工	基準高▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所(支点付近)で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所 ※鉄筋の出来形管理基準については、第1編 3-19-2床板工に準ずる。				
						幅 w ₁ w ₂	-5~+30					
						厚さ t	-10~+20					
						桁長 ℓ	ℓ < 15					±10
ℓ ≥ 15	±(ℓ-5)かつ -30mm以内											
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> ℓ:桁長(m) </div>												
1	3	3	25	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部各3点計9点。縦方向及び横方向間隔は両端、中央部の計3点。			
							車線方向各誤差の相対差	3				
						表面の凹凸	3					
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2					
						縦方向間隔 W ₁	±2					
						横方向間隔 W ₂	±5					
仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+2											
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 訂正前:±(ℓ-5)かつ-30以内 訂正後:±(ℓ-5)かつ-30mm以内 </div>												
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> W₁、W₂の位置を追記 </div>												
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 訂正前:27 訂正後:34 </div>												
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 訂正前:縦方向間隔 訂正後:縦方向間隔W₁ </div>												
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 訂正前:横方向間隔 訂正後:横方向間隔W₂ </div>												
1	3	3	34	2	多自然型護岸工 (かゴマット)	法長 ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。				
						厚さ t	-0.2t					
						延長 L	-200					

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要			
								鋼けた等	トラス・アーチ等					
1	3	13	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長 L(m) 支間長 L _n (m)	±(10+L/10) ±(10+L _n /10)	主げた、主構全数を測定。			※規格値のL,Bに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。			
						主げた、主構の中心間距離 B(m)	B ≤ 2	±4	各支点及び各支間中央付近を測定。					
							B > 2	±(3+B/2)						
						主構の組立高さ h(m)	h ≤ 5	±5	-	両端部及び中心部を測定。				
							h > 5	±(2.5+h/2)						
						主 立 時	主 立 時	主げた、主構の通り δ (mm)	L ≤ 100	5+L/5		最も外側の主桁又は主げたについて支点及び支間中央の1点を測定。		
									L > 100	25		L: 測線長(m)		
								主げた、主構のそり δ (mm)	L ≤ 20	-5~+5		各主げたについて10~12m間隔を測定。		
									20 < L ≤ 40	-5~+10		各主構の各格点を測定。		
								40 < L ≤ 80	-5~+15	L: 主げたの支間長(m)				
		80 < L ≤ 200	-5~+25	L: 主構の支間長(m)										
		主げた、主構の橋端における出入差 δ (mm)	設計値±10	どちらか一方の主げた(主構)端を測定。										
		主げた、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。 h: 主げたの高さ(mm)										
		現場継手部のすき間 δ ₁ δ ₂ (mm)	設計値±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ ₁ 、δ ₂ のうち大きいもの。 設計値が5mm以下の場合は、マイナス側については設計値以上とする。										
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 訂正前:設計値が5mm以下の場合は、マイナスを認めない。 訂正後:設計値が5mm以下の場合は、マイナス側については設計値以上とする。 </div>														

出来形管理基準及び規格値訂正箇所抜粋

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要							
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工(共通)	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅 w(m)	w ≤ 0.5 ±2	主げた・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。		I型鋼げた	※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。						
						腹板高 h(m)	0.5 < w ≤ 1.0 ±3										
						腹板間隔 b'(m)	1.0 < w ≤ 2.0 ±4										
						鋼げた及びトラス等の部材の腹板	2.0 < w ±(3+w/2)										
						板の平面度 δ(mm)	h/250	主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。				※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主げた、主構の鉛直度δ、フランジの直角度δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。					
						箱げた等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b/150										
						フランジの直角度 δ(mm)	w/200										
						部材長 ℓ(m)	ℓ ≤ 10 ±3 ℓ > 10 ±4	主要部材全数を測定。									
						鋼げた											
						1 共通編	3 一般施工	14 橋梁架設工						架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラバラークレーン架設)	全長 L(m) 支間長 L _n (m)	±(20+L/5) ±(20+L _n /5)	各桁毎に全数測定。 L:主げた・主構の支間長(m)
通り δ(mm)	±(10+2L/5)	L:主げた・主構の支間長(m)															
そり δ(mm)	±(25+L/2)	各桁毎に全数測定。 L:主げた・主構の支間長(m)															
※主げた、主構の中心間距離 B(m)	B ≤ 2 ±4 B > 2 ±(3+B/2)	各支点及び各支間中央付近を測定。															
※主げた、橋端における出入差 δ(mm)	設計値±10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。															
※主げた、主構の鉛直度 δ(mm)	3+h/1000	各主げたの両端部を測定。 h:主げた・主構の高さ(mm)															
※現場継手部のすき間 δ ₁ 、δ ₂ (mm)	設計値±5	主げた、主構の全継手数の1/2を測定。 δ ₁ 、δ ₂ のうち大きいもの設計値が5mm以下の場合は、マイナス側については設計値以上とする。															
※は仮組立検査を実施しない工事に適用。																	
1 共通編	3 一般施工	16 擁壁工(共通)	4		井桁ブロック工					基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。				記号(▽)を追記	
										法長 ℓ	ℓ < 3m -50 ℓ ≥ 3m -100						
						厚さ t ₁ t ₂ t ₃	-50										
						延長 L ₁ L ₂	-200	1施工箇所毎。									

訂正前:※規格値のL,Bに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

訂正後:※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主げた、主構の鉛直度δ、フランジの直角度δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。

訂正前:設計値が5mm以下の場合、マイナスを認めない。
訂正後:設計値が5mm以下の場合、マイナス側については設計値以上とする。

出来形管理基準及び規格値訂正箇所抜粋

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	3 一般施工	17 浚渫船運転工	3	1	浚渫船運転工 (民船、官船) (ポンプ浚渫船)	基準高▽ 電気船 ディーゼル船	200ps	200	-800	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし、必要に応じ中間点も加える。 ただし、各測定値の平均値は設計基準高以下であること。	
							500ps	200	-1000		
							1000ps	200	-1200		
							250ps	200	-800		
							420ps 600ps	200	-1000		
							1350ps	200	-1200		
							幅		-200		
延長		-200									
1 共通編	3 一般施工	17 浚渫船運転工	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船)	基準高▽		上限 +200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし、必要に応じ中間点も加える。 ただし、各測定値の平均値は設計基準高以下であること。		
						幅		-200			
						延長		-200			
1 共通編	5 無筋、鉄筋コンクリート	5 鉄筋	4		鉄筋の組立て	平均間隔 d		$\pm \phi$	$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の長さ n: 10本程度とする φ: 鉄筋径 工場の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。 最小かぶりtは、コンクリート標準示方書(構造性能照査編 9.2)参照 注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第1編3-19-2 床版工を適用する。		
						かぶり t		$\pm \phi$ かつ 最小かぶり以上			

出来形管理基準及び規格値 第2編 河川・水路編

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
2 河川・水路編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 (床固め本体工)	基準高▽		±30	図面に表示してある箇所で測定。	
						天端幅 w ₁ , w ₃		-30		
						堤幅 w ₂		-30		
						堤長 L ₁ , L ₂		-100		
						水通し幅 l ₁ , l ₂		±50		

出来形管理基準及び規格値 第3編 海岸編

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	基準高▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						幅 w ₁ w ₂		-30			
						高さ h ₁ h ₂ h ₃	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						延長 L		-200			

出来形管理基準及び規格値 第5編 ダム編

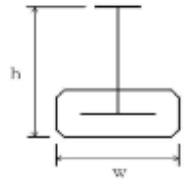
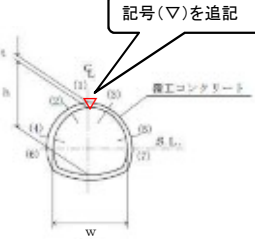
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 ダム編	2 フェイルダム	3 盛立工	5		コアの盛立	基準高		設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種(ダンピングローラ)の場合	
						外側境界線		-0, +500		

出来形管理基準及び規格値訂正箇所抜粋


出来形管理基準及び規格値 第6編 道路編

単位:mm

編	章	節	条	枝	項目	規格値	訂正前:設計移動量±10 訂正後:設計移動量±10以上	測定箇所	摘要		
6 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	1	訂正前:可動支承の橋軸方向ずれ 訂正後:可動支承の移動可能量	据付け高さ 注1)	±5	訂正前:設計移動量±10 訂正後:設計移動量±10以上 主数を測定。 B: 支承中心間隔(m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付け時のオフセット量を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。	訂正前:設計移動量±10 訂正後:設計移動量±10以上		
					可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 ±10以上					
					支承中心間隔(橋軸直角方向)	±5 4 + 0.5 × (B - 2)					
					下巻の水平度	橋軸方向	1/100				
						橋軸直角方向					
					同一支承線上の可動支承のずれの相対誤差	5					
可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上										
6 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	2	訂正前:可動支承の橋軸方向ずれ 訂正後:可動支承の移動可能量	据付け高さ 注1)	±5	訂正前:設計移動量±10 訂正後:設計移動量±10以上 支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面、及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認する。支承の平面寸法が300mm以下の場合、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付け時のオフセット量を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。	訂正前:設計移動量±10 訂正後:設計移動量±10以上		
					可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 ±10以上					
					支承中心間隔(橋軸直角方向)	±5 4 + 0.5 × (B - 2)					
					下巻の水平度	橋軸方向	1/300				
						橋軸直角方向					
					同一支承線上の可動支承のずれの相対誤差	5					
可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上										
6 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2	1	訂正前:基準高(拱頂) 訂正後:基準高▽(拱頂)	幅 w	±5	訂正前:±10 訂正後:±10 桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ℓ: スパン長			
					高さ h	+10 -5					
					桁長 ℓ スパン長	ℓ < 15	±10				
						ℓ ≥ 15	±(ℓ - 5) かつ -30mm以内				
					横方向最大タワミ	0.8ℓ					
6 道路編	6 トンネル(NATM)	5 覆工	3	1	訂正前:基準高(拱頂) 訂正後:基準高▽(拱頂)	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の①は40mに1箇所、②～③は100mに1箇所の割合で行う。なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔による測定を行う。ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工圧不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔による測定を行う。ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工圧不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。	訂正前:設計移動量±10 訂正後:設計移動量±10以上 訂正前:設計移動量±10 訂正後:設計移動量±10以上 訂正前:±10 訂正後:±10 桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ℓ: スパン長		記号(▽)を追記
					幅 w (全幅)	-50					
					高さ h (内法)	-50					
					厚さ t ₁ t ₂	設計値以上					
					延長 L	-					
					訂正前:基準高(拱頂) 訂正後:基準高▽(拱頂)	基準高▽ (拱頂)	±50				

出来形管理基準及び規格値訂正箇所抜粋

出来形管理基準及び規格値 第8編 下水道編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 下 水 道 編	1 管 路	4 管 渠 工 (小 口 徑 推 進)	3 小 口 徑 推 進 工		小口徑推進工	基準高▽ 中心線の変位(水平) 延長ℓ 総延長L	内径1500未満、 内径の±10%	基準高、中心線の変位(水平)は、推進 管1本ごとに1箇所測定する。		
							内径1500以上、 ±150			
							小口径(直線) ±50			
							その他、 ±100			
							-ℓ/500かつ -200			
-200										

訂正前:小径推進工
訂正後:小口径推進工

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)正誤一覧表

	ページ	誤										正										備考
品質管理基準及び規格値	191	1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	単位水量測定	生コンクリートの取り扱いマニュアル	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示地を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ /日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回)、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	単位水量測定	生コンクリートの取り扱いマニュアル	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ /日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回)、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。			
	193	2	ガス圧接	施工後試験	必須	超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30箇所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のはロットを不合格とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	超音波探傷検査は枝取検査を原則とする。枝取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、下記による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、補強筋(ラップ長の2倍以上)を添えるか、圧接部を切り取って再圧接する。 ・圧接部を切り取って再圧接によって修正する場合には、修正後外観検査および超音波探傷検査を行う。	2	ガス圧接	施工後試験	必須	超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30箇所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のはロットを不合格とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	超音波探傷検査は枝取検査を原則とする。枝取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、下記による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、補強筋(ラップ長の2倍以上)を添えるか、圧接部を切り取って再圧接する。 ・圧接部を切り取って再圧接によって修正する場合には、修正後外観検査および超音波探傷検査を行う。	枝→抜 深→探		
	194	3	既製杭工	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343 -1, 2, 3, 4	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。			3	既製杭工	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343 -1, 2, 3, 4	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。		深→探	
	194	3	既製杭工	施工	その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の3類以上	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	中堀工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。		3	既製杭工	施工	その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の3類以上	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	中堀工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	深→探	
	199	8	アスファルト舗装	舗装現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	最大乾燥密度の94%以上 X7-10 96%以上 X4-6 96%以上 X3 96.5%以上	・締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足していなければならないが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。 ・2,000㎡までは3個とし、2,000㎡を超える場合は、1,000㎡につき1個とする。	・但し、橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ※測定1箇所=1個とする。 例) 300㎡の場合 ⇒3個 2,400㎡の場合 = 3 + (400÷1,000) = 3.4 ⇒4個 (小数点以下切り上げ)		8	アスファルト舗装	舗装現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上 X7-10 96%以上 X4-6 96%以上 X3 96.5%以上	・締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足していなければならないが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。 ・2,000㎡までは3個とし、2,000㎡を超える場合は、1,000㎡につき1個とする。	・但し、橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ※測定1箇所=1個とする。 例) 300㎡の場合 ⇒3個 2,400㎡の場合 = 3 + (400÷1,000) = 3.4 ⇒4個 (小数点以下切り上げ)		

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)正誤一覧表

	ページ	誤				正				備考								
品質管理基準及び規格値	206	16	ロックボルト	施工 その他	ロックボルトの引抜き試験	「<参考資料>1. ロックボルトの引抜き試験」による	設計値の妥当性を確認するため、実施工に先立って実施する。	16	ロックボルト	施工 必須	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上	原則として3%かつ3本以上	設計値の妥当性を確認するため、実施工に先立って実施する。			
	210	19	現場吹付法砕工	施工 その他	ロックボルトの引抜き試験	「<参考資料>1. ロックボルトの引抜き試験」による	設計値の妥当性を確認するため、実施工に先立って実施する。	19	現場吹付法砕工	施工 必須	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上	原則として3%かつ3本以上	設計値の妥当性を確認するため、実施工に先立って実施する。			
	214	24	コンクリートダム	施工 必須	単位水量測定	生コンクリートの取り扱いマニュアル 1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示地を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ /日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	24	コンクリートダム	施工 必須	単位水量測定	生コンクリートの取り扱いマニュアル 1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ /日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。			
	215	25	ため池堤体盛土工	施工 必須	現場透水試験	立坑法	1×10 ⁻⁵ cm/S以下とする。但し、監督員との協議により、5×10 ⁻⁵ cm/S以下とすることができる。	盛り立て高さ0.6m。かつ、施工延長50mに1回。	刃金土に摘要。	25	ため池堤体盛土工	施工 必須	現場透水試験	立坑法	1×10 ⁻⁵ cm/S以下とする。但し、監督員との協議により、5×10 ⁻⁵ cm/S以下とすることができる。	盛り立て高さ0.6m。かつ、施工延長50mに1回。	刃金土に摘要。	
	217	26	覆工コンクリート(NATM)	施工 必須	単位水量測定	生コンクリートの取り扱いマニュアル 1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示地を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ /日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	26	覆工コンクリート(NATM)	施工 必須	単位水量測定	生コンクリートの取り扱いマニュアル 1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ /日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。			
	223	31	排水性舗装工・透水性舗装工	舗装現場 必須	現場密度の測定	舗装調査・試験 法便覧 [3]-97	最大乾燥密度の94%以上 X7-10 96%以上 X4-6 96%以上 X3 96.5%以上	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。	31	排水性舗装工・透水性舗装工	舗装現場 必須	現場密度の測定	舗装調査・試験 法便覧 [3]-97	基準密度の94%以上 X7-10 96%以上 X4-6 96%以上 X3 96.5%以上	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。	

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)正誤一覧表

ページ	誤	正	備考																																																																																																																																																																														
<p>品質管理基準及び規格値</p> <p>251 ~253</p>	<p>1. ロックボルトの埋設時期</p> <p>(1) 目的 埋設時期は、地盤の掘削と並行して掘削作業が完了した後に実施する。</p> <p>(2) 埋設時期の決定方法 掘削作業は、掘削作業が完了した後に掘削作業が完了した後に実施する。掘削作業が完了した後に掘削作業が完了した後に実施する。</p> <p>図4-1 ロックボルトの埋設時期</p> <p>図4-2 埋設時期の決定方法</p> <p>図4-3 埋設時期の決定方法</p>	<p>1. ロックボルトの埋設時期</p> <p>(1) 目的 埋設時期は、掘削作業が完了した後に掘削作業が完了した後に実施する。</p> <p>(2) 埋設時期の決定方法 掘削作業は、掘削作業が完了した後に掘削作業が完了した後に実施する。掘削作業が完了した後に掘削作業が完了した後に実施する。</p> <p>図4-1 ロックボルトの埋設時期</p> <p>図4-2 埋設時期の決定方法</p> <p>図4-3 埋設時期の決定方法</p>	<p>[参考資料]を差し替え</p>																																																																																																																																																																														
<p>出来形写真撮影箇所一覧表</p> <p>272</p>	<p>出来形写真撮影箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>写真撮影箇所</th> <th>写真撮影時期</th> <th>写真撮影方法</th> <th>写真撮影場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">1. 掘削</td> <td>掘削作業開始前</td> <td>掘削作業開始前</td> <td>掘削作業開始前</td> <td>掘削現場</td> </tr> <tr> <td>掘削作業中</td> <td>掘削作業中</td> <td>掘削作業中</td> <td>掘削現場</td> </tr> <tr> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削現場</td> </tr> <tr> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削現場</td> </tr> <tr> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削現場</td> </tr> <tr> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削現場</td> </tr> <tr> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削現場</td> </tr> <tr> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削現場</td> </tr> <tr> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削現場</td> </tr> <tr> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削現場</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">2. 埋設</td> <td>埋設作業開始前</td> <td>埋設作業開始前</td> <td>埋設作業開始前</td> <td>埋設現場</td> </tr> <tr> <td>埋設作業中</td> <td>埋設作業中</td> <td>埋設作業中</td> <td>埋設現場</td> </tr> <tr> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設現場</td> </tr> <tr> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設現場</td> </tr> <tr> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設現場</td> </tr> <tr> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設現場</td> </tr> <tr> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設現場</td> </tr> <tr> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設現場</td> </tr> <tr> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設現場</td> </tr> <tr> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設現場</td> </tr> </tbody> </table>	項目	写真撮影箇所	写真撮影時期	写真撮影方法	写真撮影場所	1. 掘削	掘削作業開始前	掘削作業開始前	掘削作業開始前	掘削現場	掘削作業中	掘削作業中	掘削作業中	掘削現場	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場	2. 埋設	埋設作業開始前	埋設作業開始前	埋設作業開始前	埋設現場	埋設作業中	埋設作業中	埋設作業中	埋設現場	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場	<p>出来形写真撮影箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>写真撮影箇所</th> <th>写真撮影時期</th> <th>写真撮影方法</th> <th>写真撮影場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">1. 掘削</td> <td>掘削作業開始前</td> <td>掘削作業開始前</td> <td>掘削作業開始前</td> <td>掘削現場</td> </tr> <tr> <td>掘削作業中</td> <td>掘削作業中</td> <td>掘削作業中</td> <td>掘削現場</td> </tr> <tr> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削現場</td> </tr> <tr> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削現場</td> </tr> <tr> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削現場</td> </tr> <tr> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削現場</td> </tr> <tr> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削現場</td> </tr> <tr> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削現場</td> </tr> <tr> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削現場</td> </tr> <tr> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削作業完了後</td> <td>掘削現場</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">2. 埋設</td> <td>埋設作業開始前</td> <td>埋設作業開始前</td> <td>埋設作業開始前</td> <td>埋設現場</td> </tr> <tr> <td>埋設作業中</td> <td>埋設作業中</td> <td>埋設作業中</td> <td>埋設現場</td> </tr> <tr> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設現場</td> </tr> <tr> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設現場</td> </tr> <tr> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設現場</td> </tr> <tr> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設現場</td> </tr> <tr> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設現場</td> </tr> <tr> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設現場</td> </tr> <tr> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設現場</td> </tr> <tr> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設作業完了後</td> <td>埋設現場</td> </tr> </tbody> </table>	項目	写真撮影箇所	写真撮影時期	写真撮影方法	写真撮影場所	1. 掘削	掘削作業開始前	掘削作業開始前	掘削作業開始前	掘削現場	掘削作業中	掘削作業中	掘削作業中	掘削現場	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場	2. 埋設	埋設作業開始前	埋設作業開始前	埋設作業開始前	埋設現場	埋設作業中	埋設作業中	埋設作業中	埋設現場	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場	<p>誤った項(P.265)が掲載されている為、差し替え</p>
項目	写真撮影箇所	写真撮影時期	写真撮影方法	写真撮影場所																																																																																																																																																																													
1. 掘削	掘削作業開始前	掘削作業開始前	掘削作業開始前	掘削現場																																																																																																																																																																													
	掘削作業中	掘削作業中	掘削作業中	掘削現場																																																																																																																																																																													
	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場																																																																																																																																																																													
	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場																																																																																																																																																																													
	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場																																																																																																																																																																													
	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場																																																																																																																																																																													
	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場																																																																																																																																																																													
	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場																																																																																																																																																																													
	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場																																																																																																																																																																													
	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場																																																																																																																																																																													
2. 埋設	埋設作業開始前	埋設作業開始前	埋設作業開始前	埋設現場																																																																																																																																																																													
	埋設作業中	埋設作業中	埋設作業中	埋設現場																																																																																																																																																																													
	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場																																																																																																																																																																													
	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場																																																																																																																																																																													
	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場																																																																																																																																																																													
	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場																																																																																																																																																																													
	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場																																																																																																																																																																													
	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場																																																																																																																																																																													
	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場																																																																																																																																																																													
	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場																																																																																																																																																																													
項目	写真撮影箇所	写真撮影時期	写真撮影方法	写真撮影場所																																																																																																																																																																													
1. 掘削	掘削作業開始前	掘削作業開始前	掘削作業開始前	掘削現場																																																																																																																																																																													
	掘削作業中	掘削作業中	掘削作業中	掘削現場																																																																																																																																																																													
	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場																																																																																																																																																																													
	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場																																																																																																																																																																													
	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場																																																																																																																																																																													
	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場																																																																																																																																																																													
	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場																																																																																																																																																																													
	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場																																																																																																																																																																													
	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場																																																																																																																																																																													
	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削作業完了後	掘削現場																																																																																																																																																																													
2. 埋設	埋設作業開始前	埋設作業開始前	埋設作業開始前	埋設現場																																																																																																																																																																													
	埋設作業中	埋設作業中	埋設作業中	埋設現場																																																																																																																																																																													
	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場																																																																																																																																																																													
	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場																																																																																																																																																																													
	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場																																																																																																																																																																													
	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場																																																																																																																																																																													
	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場																																																																																																																																																																													
	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場																																																																																																																																																																													
	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場																																																																																																																																																																													
	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設作業完了後	埋設現場																																																																																																																																																																													

様式一覧

ページ	誤	正	備考
p1	<p>1. レディーミクストコンクリートの品質確認</p> <p>共通仕様書「第1編第5章5-3-2 第2項JISのレディーミクストコンクリート」における品質確認について、受注者は使用材料調書に使用する材料の内容を記載し(品質資料は添付しなくてよい。)監督員に提出すること。 また、監督員は、レディーミクストコンクリート配合計画書等の品質証明資料について受注者に提示を求め、品質やJISマーク表示認定製品を製造している工場であることを確認するとともに、使用材料調書に記載される内容と合致しているかを確認すること。</p>	<p>1. レディーミクストコンクリートの品質確認</p> <p>1-1 JISマーク表示認証製品を製造している工場が製造したレディーミクストコンクリートの品質確認 共通仕様書「第1編第5章5-3-2 第2項JISのレディーミクストコンクリート」における品質確認について、受注者は使用材料確認表に使用する材料の内容を記載し(レディーミクストコンクリート配合計画書等の品質証明資料は添付しなくてよい。)監督員に提出すること。 また、監督員は、レディーミクストコンクリート配合計画書等の品質証明資料について受注者に提示を求め、品質やJISマーク表示認証製品を製造している工場であることを確認するとともに、使用材料確認表に記載される内容と合致しているかを確認すること。</p> <p>1-2 JISマーク表示認証製品を製造している工場が製造したJISマーク表示されないレディーミクストコンクリートの品質確認 JISマーク表示認証製品を製造している工場から製造される以下のJISマーク表示されないレディーミクストコンクリートについて、受注者は配合試験の臨場を省略することができる。 (1) C170kg/m³規格のレディーミクストコンクリート (2) JISマーク表示認証規格の製品であっても、出荷量が少量のためJISマーク表示されない製品で、当該工場からその旨の製品であることを確認できる書面を提出されたレディーミクストコンクリート</p>	
p30	<p>第6章 日当たり打設量が小規模となるレディーミクストコンクリートの品質管理基準(案)</p> <p>セメントコンクリートの圧縮強度試験については「建設工事施工管理基準(案)」により、実施しているところであるが、JISマーク表示認定工場で生産する日当たり打設量が小規模(配合種類別50m³/日未満)となるレディーミクストコンクリートを使用する場合の品質管理については、下記基準による。</p>	<p>第6章 日当たり打設量が小規模となるレディーミクストコンクリートの品質管理基準(案)</p> <p>セメントコンクリートの圧縮強度試験については「建設工事施工管理基準(案)」により、実施しているところであるが、JISマーク表示認証工場で生産する日当たり打設量が小規模(配合種類別50m³/日未満)となるレディーミクストコンクリートを使用する場合の品質管理については、下記基準による。</p>	

ページ	誤	正	備考																																																																																			
p31	<p><参考> レディーミクストコンクリートの品質検査項目の試験頻度について</p> <p>レディーミクストコンクリートの品質検査項目の試験頻度について、「建設工事施工管理基準(案)品質管理基準及び規定値」、生コンクリートの取り扱いマニュアルの「コンクリートの耐久性向上」、「レディーミクストコンクリート単位水量試験」、及び「日当り打設量が小規模となるレディーミクストコンクリートの品質管理基準(案)」に記載される内容をとりまとめたものを下表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="222 625 1380 1873"> <thead> <tr> <th rowspan="2">打設量</th> <th colspan="4">1工種当り総使用量が50m³以上</th> </tr> <tr> <th colspan="2">1工種当りの総使用量が50m³未満</th> <th colspan="2">日当り打設量が50m³以上 ※単位水量測定は日当り打設量が100m³以上</th> </tr> <tr> <th>工場の種類</th> <th>JIS 外工場</th> <th>JIS 工場</th> <th>JIS 工場</th> <th>JIS 外工場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>圧縮強度試験</td> <td>・1工種1回以上の試験</td> <td>・1工種1回以上の試験、またはレディーミクスト工場の品質証明等のみとすることができる。</td> <td>・生コン工場の同一現場への出荷順に50m³程度でくくって(打設日が違ってもかまわない)、1回以上の試験を行うものとする。 ・打設量が小量で2週間かかっても50m³に満たない場合は、2週間で1回以上の試験を行うものとする。</td> <td>・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m³ごとの1回 なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6本(σ7・・・3本、σ28・・・3本)とする ・早強セメントを使用する場合は必要に応じて1回につき3本(σ3)を採取する。</td> </tr> <tr> <td>スランブ試験</td> <td></td> <td></td> <td>・1日1回以上</td> <td>・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m³ごとの1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 ただし、道路橋鉄筋コンクリート庄版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。</td> </tr> <tr> <td>空気量測定</td> <td></td> <td></td> <td>・1日1回以上</td> <td>・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m³ごとの1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。</td> </tr> <tr> <td>塩化物総量規制</td> <td colspan="4">・コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規定値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。</td> </tr> <tr> <td>単位水量測定</td> <td colspan="4">・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-C502,503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・100m³/日以上の場合:2回/日(午前1回、午後1回)、または重要構造物では重要度に応じて100~150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質の変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	打設量	1工種当り総使用量が50m ³ 以上				1工種当りの総使用量が50m ³ 未満		日当り打設量が50m ³ 以上 ※単位水量測定は日当り打設量が100m ³ 以上		工場の種類	JIS 外工場	JIS 工場	JIS 工場	JIS 外工場	圧縮強度試験	・1工種1回以上の試験	・1工種1回以上の試験、またはレディーミクスト工場の品質証明等のみとすることができる。	・生コン工場の同一現場への出荷順に50m ³ 程度でくくって(打設日が違ってもかまわない)、1回以上の試験を行うものとする。 ・打設量が小量で2週間かかっても50m ³ に満たない場合は、2週間で1回以上の試験を行うものとする。	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m ³ ごとの1回 なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6本(σ7・・・3本、σ28・・・3本)とする ・早強セメントを使用する場合は必要に応じて1回につき3本(σ3)を採取する。	スランブ試験			・1日1回以上	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m ³ ごとの1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 ただし、道路橋鉄筋コンクリート庄版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	空気量測定			・1日1回以上	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m ³ ごとの1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	塩化物総量規制	・コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規定値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。				単位水量測定	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-C502,503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。								・100m ³ /日以上の場合:2回/日(午前1回、午後1回)、または重要構造物では重要度に応じて100~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質の変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	<p><参考> レディーミクストコンクリートの品質検査項目の試験頻度について</p> <p>レディーミクストコンクリートの品質検査項目の試験頻度について、「建設工事施工管理基準(案)品質管理基準及び規定値」、生コンクリートの取り扱いマニュアルの「コンクリートの耐久性向上」、「レディーミクストコンクリート単位水量試験」、及び「日当り打設量が小規模となるレディーミクストコンクリートの品質管理基準(案)」に記載される内容をとりまとめたものを下表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1484 577 2605 1726"> <thead> <tr> <th rowspan="2">打設量</th> <th colspan="4">1工種当り総使用量が50m³以上※1</th> </tr> <tr> <th colspan="2">1工種当りの総使用量が50m³未満※1</th> <th colspan="2">日当り打設量が50m³以上(※1) 日当り打設量が50m³未満(※2)</th> </tr> <tr> <th>工場の種類</th> <th>JIS 外工場</th> <th>JIS 工場※2</th> <th>JIS 工場※2</th> <th>JIS 外工場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>圧縮強度試験</td> <td>・1工種1回以上の試験</td> <td>・1工種1回以上の試験、またはレディーミクスト工場の品質証明書等※3のみとすることができる。</td> <td>・生コン工場の同一現場への出荷順に50m³程度でくくって(打設日が違ってもかまわない)、1回以上の試験を行うものとする。 ・打設量が小量で2週間かかっても50m³に満たない場合は、2週間で1回以上の試験を行うものとする。</td> <td>・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m³ごとの1回 なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6本(σ7・・・3本、σ28・・・3本)とする ・早強セメントを使用する場合は必要に応じて1回につき3本(σ3)を採取する。</td> </tr> <tr> <td>スランブ試験</td> <td></td> <td></td> <td>・1日1回以上</td> <td>・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m³ごとの1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 ただし、道路橋鉄筋コンクリート庄版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。</td> </tr> <tr> <td>空気量測定</td> <td></td> <td></td> <td>・1日1回以上</td> <td>・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m³ごとの1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。</td> </tr> <tr> <td>塩化物総量規制</td> <td colspan="4">・コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規定値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-C502,503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。</td> </tr> <tr> <td>単位水量測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・100m³/日以上の場合:2回/日(午前1回、午後1回)、または重要構造物では重要度に応じて100~150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質の変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 工種とは建設工事施工管理基準(案)出来形管理適応表の条・工種の欄に記載される工種である。 ※2 JIS 工場とは、JIS マーク表示認証製品を製造している工場である。 ※3 品質証明書等とは、JIS 工場である認証書、配合計画書、納入書、当該試験の製品検査報告書である。なお、監督員は必要に応じて、工程管理日報や計量記録等の提出を求めることができる。 ※4 圧縮強度試験については、荷卸し時にテストピースを作製すること。その他の試験については、荷卸し時に試験を実施すること。</p>	打設量	1工種当り総使用量が50m ³ 以上※1				1工種当りの総使用量が50m ³ 未満※1		日当り打設量が50m ³ 以上(※1) 日当り打設量が50m ³ 未満(※2)		工場の種類	JIS 外工場	JIS 工場※2	JIS 工場※2	JIS 外工場	圧縮強度試験	・1工種1回以上の試験	・1工種1回以上の試験、またはレディーミクスト工場の品質証明書等※3のみとすることができる。	・生コン工場の同一現場への出荷順に50m ³ 程度でくくって(打設日が違ってもかまわない)、1回以上の試験を行うものとする。 ・打設量が小量で2週間かかっても50m ³ に満たない場合は、2週間で1回以上の試験を行うものとする。	・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m ³ ごとの1回 なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6本(σ7・・・3本、σ28・・・3本)とする ・早強セメントを使用する場合は必要に応じて1回につき3本(σ3)を採取する。	スランブ試験			・1日1回以上	・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m ³ ごとの1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 ただし、道路橋鉄筋コンクリート庄版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	空気量測定			・1日1回以上	・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m ³ ごとの1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	塩化物総量規制	・コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規定値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-C502,503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。				単位水量測定				・100m ³ /日以上の場合:2回/日(午前1回、午後1回)、または重要構造物では重要度に応じて100~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質の変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	
打設量	1工種当り総使用量が50m ³ 以上																																																																																					
	1工種当りの総使用量が50m ³ 未満		日当り打設量が50m ³ 以上 ※単位水量測定は日当り打設量が100m ³ 以上																																																																																			
工場の種類	JIS 外工場	JIS 工場	JIS 工場	JIS 外工場																																																																																		
圧縮強度試験	・1工種1回以上の試験	・1工種1回以上の試験、またはレディーミクスト工場の品質証明等のみとすることができる。	・生コン工場の同一現場への出荷順に50m ³ 程度でくくって(打設日が違ってもかまわない)、1回以上の試験を行うものとする。 ・打設量が小量で2週間かかっても50m ³ に満たない場合は、2週間で1回以上の試験を行うものとする。	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m ³ ごとの1回 なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6本(σ7・・・3本、σ28・・・3本)とする ・早強セメントを使用する場合は必要に応じて1回につき3本(σ3)を採取する。																																																																																		
スランブ試験			・1日1回以上	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m ³ ごとの1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 ただし、道路橋鉄筋コンクリート庄版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。																																																																																		
空気量測定			・1日1回以上	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m ³ ごとの1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。																																																																																		
塩化物総量規制	・コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規定値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。																																																																																					
単位水量測定	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-C502,503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。																																																																																					
				・100m ³ /日以上の場合:2回/日(午前1回、午後1回)、または重要構造物では重要度に応じて100~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質の変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。																																																																																		
打設量	1工種当り総使用量が50m ³ 以上※1																																																																																					
	1工種当りの総使用量が50m ³ 未満※1		日当り打設量が50m ³ 以上(※1) 日当り打設量が50m ³ 未満(※2)																																																																																			
工場の種類	JIS 外工場	JIS 工場※2	JIS 工場※2	JIS 外工場																																																																																		
圧縮強度試験	・1工種1回以上の試験	・1工種1回以上の試験、またはレディーミクスト工場の品質証明書等※3のみとすることができる。	・生コン工場の同一現場への出荷順に50m ³ 程度でくくって(打設日が違ってもかまわない)、1回以上の試験を行うものとする。 ・打設量が小量で2週間かかっても50m ³ に満たない場合は、2週間で1回以上の試験を行うものとする。	・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m ³ ごとの1回 なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6本(σ7・・・3本、σ28・・・3本)とする ・早強セメントを使用する場合は必要に応じて1回につき3本(σ3)を採取する。																																																																																		
スランブ試験			・1日1回以上	・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m ³ ごとの1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 ただし、道路橋鉄筋コンクリート庄版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。																																																																																		
空気量測定			・1日1回以上	・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m ³ ごとの1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。																																																																																		
塩化物総量規制	・コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規定値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-C502,503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。																																																																																					
単位水量測定				・100m ³ /日以上の場合:2回/日(午前1回、午後1回)、または重要構造物では重要度に応じて100~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質の変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。																																																																																		

三重県建設副産物処理基準(平成24年7月改訂)正誤一覧

ページ	誤	正	備考
p5	<p>第4条 基本方針</p> <p>発注者及び施工者は、「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」、「三重県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する指針」及び「建設リサイクル推進計画2008(中部地方版)」並びに次の基本方針により、適切な役割分担のもとに建設副産物に係る総合敵対作を適切に実施しなければならない。</p>	<p>第4条 基本方針</p> <p>発注者及び施工者は、「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」、「三重県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する指針」及び「建設リサイクル推進計画2008(中部地方版)」並びに次の基本方針により、適切な役割分担のもとに建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。</p>	
p7	<p>(積算上の注意事項)</p> <p>4.</p> <p>(6) 請負者は、建設発生土を搬出する場合は運搬車両1台毎に別紙15「建設発生土搬出伝票」を発行し、搬出先、搬出土量等を把握する。</p>	<p>(積算上の注意事項)</p> <p>4.</p> <p>(6) 受注者は、建設発生土を搬出する場合は運搬車両1台毎に別紙15「建設発生土搬出伝票」を発行し、搬出先、搬出土量等を把握する。</p>	